

平成17年第3回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第4号

平成17年10月18日（火） 中野市役所31号・32号会議室に開く。

平成17年10月18日（火） 午前10時開議

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第 1号 北信広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案
- 5 議案第 2号 平成17年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 3号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 4号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 5号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 6号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 7号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 8号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 9号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第10号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）

- 1 4 議案第 1 1 号 平成 1 7 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 1 5 議案第 1 2 号 平成 1 6 年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 1 6 議案第 1 3 号 平成 1 6 年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 1 7 議案第 1 4 号 平成 1 6 年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 1 8 議案第 1 5 号 平成 1 6 年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 1 9 議案第 1 6 号 平成 1 6 年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 2 0 議案第 1 7 号 平成 1 6 年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 2 1 議案第 1 8 号 平成 1 6 年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会
計歳入歳出決算認定について
- 2 2 議案第 1 9 号 平成 1 6 年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計
歳入歳出決算認定について
- 2 3 議案第 2 0 号 平成 1 6 年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会
計歳入歳出決算認定について
- 2 4 議案第 2 1 号 平成 1 6 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 2 5 議案第 2 2 号 平成 1 6 年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(2 2 名)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 番 勝 山 泰 明 議員 | 1 2 番 坂 原 シ モ 議員 |
| 2 番 荻 原 勉 議員 | 1 3 番 富 井 耕 一 議員 |
| 3 番 宮 崎 元 明 議員 | 1 4 番 武 田 貞 夫 議員 |

4番 沼田喜一 議員	15番 渡辺正男 議員
5番 佐藤秀彦 議員	16番 高山 功 議員
6番 小林洋之 議員	18番 吉岡 勝 議員
7番 山上政彦 議員	19番 藤木八十治 議員
8番 島田伯昭 議員	20番 久保田三代 議員
9番 望月弘幸 議員	21番 清水保雄 議員
10番 中嶋元三 議員	22番 山崎治茂 議員
11番 高木尚史 議員	23番 武田典一 議員

欠席議員 次のとおり（1名）

17番 青木豊一 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長	西原 仁	主 査	小野 幸司
事務局次長補佐兼総務係長	石川 保文	主 査	西田 幸一
保険福祉係長	宮崎 均		

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青木 一	幹 事	岩本 敏男
副広域連合長	木内 正勝	幹 事	土屋 喜久夫
副広域連合長	中山 茂樹	幹 事	富井 俊雄
副広域連合長	柳澤 萬壽雄	幹 事	齋藤 家富
副広域連合長	河野 幹男	事務局次長	松木 隆一
副広域連合長	高橋 彦芳	望岳荘施設長	湯本 和男
助 役	小林 貫男	高社寮施設長	池田 剛
収 入 役	西川 詔男	千曲荘施設長	金井 晃
監査委員	金井 義信	いで湯の里施設長	大井 良元
幹 事	豊田 敏夫	菜の花苑施設長	丸山 善雄
幹 事	清水 侃	ふるさと苑施設長	中島 伸雄

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(高山 功君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、平成17年第3回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(高山 功君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 本日ここに、平成17年第3回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

ことは、昨年のような台風の上陸による大きな被害は出ておりませんが、局地的な大雨による当地域での住宅等への浸水等、被害が出ており、被害に遭われました皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。

また最近、話題に上がっておりますアスベストの件であります。アスベスト含有建材の使用されている疑いがあった老人ホームの施設について検体検査を実施いたしましたところ、アスベストは含有されていないという検査結果が出ましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、博悠会が栄村に建設を予定しております老人ホームであります。既にご承知のとおり、県から正式な補助内示をいただきました。また、実施設計につきましても、県との協議に入っております。いよいよ建設に向け一歩を踏み出したわけであります。

なお、博悠会から示されましたスケジュールによりますと、12月上旬着工の予定の来年の10月1日の開所予定とのことであります。今後は、一日も早い完成を見守ると同時に、議員各位の格別なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、日銀が9月に発表しました長野県経済状況によりますと、全体として景気は緩やかに回復しているが、依然として足踏み状態から完全には脱し切れていないのが現状であるとされております。今後とも、堅実な景気回復の動きが強まることを願うものであります。

さて、北信広域連合の主要事業であります老人ホームの運営につきましては、関係各位の皆さんのご協力によりまして、順調に推移しております。

平成16年度決算につきましては、広域連合としておかげさまで各会計とも順調な決算をすることができました。細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後ともさらに経費節減に努め、健全財政を維持するとともに、サービスの向上には全力で取り組み、北信地域の福祉増進及び地域振興に寄与してまいり所存であります。議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日、提案いたします議案は、条例案1件、補正予算案10件、決算認定11件の計22件であります。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます、ごあいさついたします。

2 会議録署名議員の指名

議長（高山 功君） 日程2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

2番 荻原 勉 議員

3番 宮崎元明 議員

を指名いたします。

3 会期等の決定

平成17年第3回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成17年10月18日（火）～10月27日 10日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
10月18日	火	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
19日	水		休 会	議案審査のため
20日	木		〃	議案審査のため
21日	金		〃	議案審査のため
22日	土		〃	土曜日のため
23日	日		〃	日曜日のため
24日	月		〃	議案審査のため

25日	火		〃	議案審査のため
26日	水		〃	議案審査のため
27日	木	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長（高山 功君） 日程3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました平成17年第3回北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び決算審査の結果をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

4 議案第 1号 北信広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案

議長（高山 功君） 日程4 議案第1号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第1号 北信広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、人事行政の運営等の状況について公表することが義務づけられたため、公表に関する条例を新たに制定するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

5 議案第 2号 平成17年度北信広域連合一般会計補正予算（第1号）

6 議案第 3号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）

- 7 議案第 4号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第 5号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第 6号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第 7号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第 8号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第 9号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 議案第10号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第11号 平成17年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)

議長(高山 功君) 日程5 議案第2号 平成17年度一般会計補正予算(第1号)から日程14 議案第11号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)までの10議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) それでは、議案第2号から議案第11号までの10件を一括してご説明を申し上げます。

議案第2号 平成17年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)について、申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

本案につきましては、補正総額1,065万4,000円を減額し、補正後の予算総額は5億1,670万4,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金では293万1,000円の追加となります。内訳は、1項分担金1目市町村分担金で、経常経費確定に伴う1,249万3,000円を減額し、国の制度改正に伴う病院群輪番制病院運営補助事業の市町村分担金として2,261万9,000円を追加し、介護保険制度改正に伴う介護認定事務処理システムリリース導入時期変更による658万9,000円を減額するものであります。2項負担金2目総務費負担金では、人事異動に伴う人件費負担金として60万6,000円の減額であります。

2款県支出金では2,241万8,000円の減額であります。内訳は、1項県補助金1目総務費県補助金ではキオスク端末整備事業等の事業費補助金で、県の制度改正により補助率2分の1の地域づくり総合支援事業補助金が廃止され、新たに創設された補助率3分の2の信州ルネッサンス革命推進事業補助金への乗りかえに伴う20万1,000円の追加であります。2目衛生費県補助金では、病院群輪番制の制度改正に伴う補助金廃止による2,261万9,000円の減額であります。

4款繰越金では、16年度決算に伴い883万3,000円の追加であります。

歳出につきましては、2款総務費は406万5,000円の減額となります。内訳では、1項総務管理費1目一般管理費で人事異動に伴う人件費関係、条例改正に伴う例規集の印刷製本費に13万3,000円を追加し、総合行政ネットワークL GWANのデータセンター使用料に伴う入札差金等153万8,000円の減額等であります。2目企画費では、77万2,000円の減額であります。内訳は、広域観光ホームページ更新委託料、キオスク端末の保守管理委託料等の減額であります。

3款民生費1項社会福祉費では658万9,000円の減額となります。内訳は、1目介護保険総務費においては、人事異動に伴う人件費関係を組みかえ、2目介護認定審査会費では、歳入の分担金の中でもご説明申し上げましたように、介護保険制度改正に伴う介護認定事務処理システムリリースの導入時期変更によるもので、387万7,000円の減額となります。

4款衛生費1項保健衛生費では、歳入の分担金の中でもご説明申し上げましたように、県の補助金が廃止されたことに伴い、国県支出金から一般財源への財源振替であります。

次に、議案第3号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,242万円を追加し、補正後の予算総額は4億932万4,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が400万6,000円の減額であります。

内訳は、1目一般利用者負担金で492万2,000円を減額し、2目短期利用者負担金で86万6,000円を追加するもので、ともに10月からの介護保険制度改正による介護報酬単価の変更等に伴うものであります。

4款繰越金では、16年度決算に伴い1,647万6,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費702万円の追加であります。内訳は、1目施設総務費におきまして526万9,000円の追加で、人事異動に伴う人件費関係で342万2,000円の追加と、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬及び賃金で184万7,000円の追加であります。2項施設管理費では42万6,000円の追加で、原油価格の上昇に伴う燃料費45万8,000円、介護保険制度改正に伴う介護報酬計算等システム更新のリース料26万1,000円の追加等であります。

3項施設生活費では132万5,000円の追加であります。内訳は、原油価格の上昇に伴う施設燃料費132万5,000円の追加であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金540万円を追加するものであります。

次に、議案第4号 平成17年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額631万2,000円を追加し、補正後の予算総額は3億1,660万4,000円となります。

歳入では、1款分担金負担金1項負担金が679万5,000円の減額であります。内訳は、1目一般利用者負担金で790万8,000円を減額し、2目短期利用者負担金で111万3,000円を追加するもので、ともに10月からの介護保険制度改正による介護報酬単価の変更等に伴うものであります。

3款寄附金では、一般寄附金の増による40万円の追加であり、4款繰越金では、16年度決算に伴い1,260万1,000円の追加であります。

5款諸収入3項雑入では、公用車の傷害共済保険給付金として10万6,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして、38万8,000円の減額であります。1目施設総務費におきましては408万5,000円の減額で、内訳は人事異動に伴う人件費関係で124万6,000円の減額、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬及び賃金で355万7,000円等の追加であります。2目施設管理費では32万2,000円の追加で、原油価格上昇に伴う燃料費45万1,000円、介護保険制度改正に伴う介護報酬計算等システム更新のリース料26万1,000円の追加

等であります。3目施設生活費では337万5,000円の追加で、原油価格の上昇に伴う施設燃料費等の追加であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金670万円を追加するものであります。

次に、議案第5号 平成17年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額647万3,000円を追加し、補正後の予算総額は1億2,699万円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金が措置費の改正に伴い90万3,000円の追加。4款繰越金では、16年度決算に伴い555万円の追加であります。

5款諸収入では雑入で2万円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項養護老人ホーム事業費におきまして457万3,000円の追加であります。内訳は、1目施設総務費におきましては、人事異動に伴う人件費関係で241万6,000円の追加であります。2目施設管理費では、原油価格の上昇に伴う燃料費等で2万6,000円の追加で、3目施設生活費では、同じく原油価格の上昇に伴う燃料費等で213万1,000円を追加するものであります。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金190万円を追加するものであります。

次に、議案第6号 平成17年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,246万円を追加し、補正後の予算総額は2億7,846万円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が298万9,000円の減額であります。内訳は、1目一般利用者負担金で465万5,000円の減額。2目短期利用者負担金で166万6,000円の追加で、ともに10月からの介護保険制度改正による介護報酬単価の変更等に伴うものであります。

4款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから300万円を減額するものであります。

5款繰越金では、16年度決算に伴い1,844万9,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして1,444万円の減額であります。1目施設総務費におきましては、1,640万9,000円の減額で、内訳は人事異動に伴う人件費関係で1,825万8,000円の減額、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬227万1,000円の追加となります。

2目施設管理費では、備品購入に伴う入札差金等で59万5,000円の減額であります。
3目施設生活費では、原油価格の上昇に伴う燃料費等で256万4,000円を追加するものであります。

3款諸支出金1項基金では、財政調整基金積立金2,690万円を追加するものであります。

次に、議案第7号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額397万2,000円を追加し、補正後の予算総額は1億2,697万2,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金が措置費の改正に伴い40万5,000円の減額。

2款県支出金1項県補助金1目民生費県補助金では、産休代替のため職員雇用事業補助金として3,000円の減額。

5款繰入金1項基金繰入金につきましては、前年度繰越金に余剰が出たことに伴い、資金運用が可能となったことから400万円を減額するものであります。

6款繰越金では、16年度決算に伴い838万円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項養護老人ホーム事業費におきまして397万2,000円の追加であります。内訳は、1目施設総務費におきましては205万9,000円の追加で、人事異動に伴う人件費関係であります。2目施設管理費では、施設整備等の入札差金等で13万7,000円の減額であります。3目施設生活費では、原油価格の上昇に伴う燃料費205万円の追加であります。

次に、議案第8号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,518万1,000円を追加し、補正後の予算総額は3億4,615万9,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が193万5,000円の減額であります。内訳は、1目一般利用者負担金では352万4,000円の減額をし、2目短期利用者負担金158万9,000円を追加するものであります。これにつきましては、ともに10月からの介護保険制度改正による介護報酬単価の変更等に伴うものであります。

4款繰越金では、16年度決算に伴い1,711万6,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして571万9,000円の減額であります。1目施設総務費におきましては638万7,000円の減

額であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係で933万円の減額、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬及び賃金で294万3,000円の追加であります。2目施設管理費では48万3,000円の減額で、設備工事に伴う入札差金等であります。3目施設生活費では、原油価格の上昇に伴う燃料費等で168万2,000円の追加。4目保健衛生費では心電計購入費入札差金で53万1,000円の減額であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金2,090万円を追加するものであります。

次に、議案第9号 平成17年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額1,700万4,000円を追加し、補正後の予算総額は3億292万6,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が272万円の減額であります。内訳は、1目一般利用者負担金で819万1,000円減額し、2目短期利用者負担金で547万1,000円を追加、ともに10月からの介護保険制度改正による介護報酬単価の変更等によるものであります。

4款繰越金では、16年度決算に伴い1,972万4,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして20万4,000円の追加であります。1目施設総務費におきましては245万2,000円の減額であります。内訳は、人事異動に伴う人件費関係で332万3,000円の減額、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬及び賃金で87万1,000円の追加であります。2目施設管理費では介護報酬計算システムリース料等で26万6,000円の追加。3目施設生活費では244万7,000円の追加で、原油価格の上昇に伴う燃料費223万5,000円と野沢温泉村の水道及び下水道使用料の改定に伴う光熱水費及び下水道使用料44万円の追加であります。4目保健衛生費では備品購入に伴う入札差金で5万7,000円の減額であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金1,680万円を追加するものであります。

次に、議案第10号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額2,314万4,000円を追加し、補正後の予算総額は3億4,835万9,000円となります。

歳入では、1款分担金及び負担金1項負担金が248万9,000円の減額であります。

内訳、1目一般利用者負担金で646万2,000円を減額し、2目短期利用者負担金で397万3,000円を追加、ともに10月からの介護保険制度改正による介護報酬単価の変更等に伴うものであります。

5款繰越金では、16年度決算に伴い2,563万3,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費におきまして205万6,000円の減額であります。1目施設総務費におきましては403万1,000円の減額で、内訳は人事異動に伴う人件費関係で701万6,000円の減額、産休、育休等による代替職員の増に伴う報酬及び賃金で385万8,000円の追加であります。2目施設管理費では54万8,000円の追加であります。内訳は、浴槽仕切板設置工事費で52万5,000円等であります。3目施設生活費では、原油価格の上昇に伴う燃料費181万1,000円の追加、施設備品購入に伴う入札差金で39万1,000円の減額であります。

3款諸支出金1項基金費では、財政調整基金積立金2,520万円を追加するものであります。

次に、議案第11号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。本案につきましては、補正総額292万1,000円を追加し、補正後の予算総額は3,234万2,000円となります。

歳入では、1款財産収入1項財産運用収入基金の運用利子収入で255万円の追加であります。

3款繰越金で、16年度決算に伴い37万1,000円の追加であります。

歳出につきましては、1款広域市町村圏振興整備事業費1項広域市町村圏振興整備事業費におきまして、観光の里及び文化の里づくり事業委託料で292万円の追加であります。

以上、10議案につきまして一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

15 議案第12号 平成16年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

16 議案第13号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について

17 議案第14号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について

18 議案第15号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出

決算認定について

- 19 議案第16号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第17号 平成16年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第18号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第19号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第20号 平成16年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第21号 平成16年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第22号 平成16年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長（高山 功君） 日程15 議案第12号 平成16年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程25 議案第22号 平成16年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） それでは、続きまして議案第12号から議案第22号まで提案説明をさせていただきます。

なお、お手元に平成16年度事業実績並びに主要施策成果説明書をお配り申し上げますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。

初めに、議案第12号 平成16年度一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

決算規模は、予算総額3億7,177万5,000円に対し、歳入総額3億7,041万3,716円、歳出総額3億6,037万9,872円で、歳入歳出差引額1,003万3,844円の剰余であります。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。歳入では市町村分担金が2億271万余円、県支出金は2,608万余円で、内訳では、地域づくり総合支援事業及び美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金で347万余円、救急医療対策費補助金2,261万余円であります。

繰入金は1億2,538万余円、これは各施設特別会計からの施設建設費の起債償還金返済分及び事務局人件費分であります。

次に歳出について申し上げます。議会費が37万余円、総務費は8,472万余円あります。このうち、昨年度からの県の美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業を取り込んだ圏域案内サイン整備事業として、管内の統一したイメージの醸成を図るため、観光案内看板の設置と整備マニュアルを作成をいたしました。

民生費は4,461万余円で、このうち介護保険に関する経費が2,610万余円あります。

衛生費では、病院群輪番制病院運営事業補助金で北信総合病院及び飯山赤十字病院へ休日、夜間の救急医療の運営費3,391万余円あります。

公債費は1億9,675万余円で、平成16年度末の広域連合債の現在額は18億9,944万余円あります。

次に、議案第13号 平成16年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額4億1,383万4,000円に対し、歳入総額4億2,444万5,881円、歳出総額3億9,453万1,503円で、歳入歳出差し引き2,990万9,378円の剰余であります。歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険負担金3億9,285万余円あります。

次に歳出につきましては、入所者90人及び短期入所6床分の処遇にかかわる経費でありまして、施設総務費2億5,732万余円、施設管理費966万余円、施設生活費6,223万余円、保健衛生費190万余円あります。

次に、議案第14号 平成16年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額3億2,526万7,000円に対し、歳入総額3億2,975万9,707円で、歳出総額3億1,015万8,701円で、歳入歳出差し引き

1,960万1,006円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険負担金3億547万余円であります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費1億9,061万余円、施設管理費771万余円、施設生活費4,815万余円、保健衛生費157万余円であります。

次に、議案第15号 平成16年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算総額は、予算総額1億2,635万円に対し、歳入総額1億2,860万2,671円、歳出総額1億2,005万1,968円、歳入歳出差し引き855万703円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,348万余円であります。

次に歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費7,357万余円、施設管理費709万余円、施設生活費3,047万余円、保健衛生費80万余円であります。

次に、議案第16号 平成16年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額2億8,200万円に対し、歳入総額2億8,886万3,619円、歳出総額2億6,711万4,193円で、歳入歳出差し引き2,174万9,426円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険負担金2億6,333万余円であります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所6床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費1億8,963万余円、施設管理費1,330万余円、施設生活費4,130万余円、保健衛生費127万余円であります。

次に、議案第17号 平成16年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額1億2,840万円に対し、歳入総額1億3,189万46円、歳出総額1億1,982万6,706円で、歳入歳出差し引き1,206万3,340円の剰余であります。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,250万余円であります。

次に歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇にかかわる費用でありま

して、施設総務費 7,240 万余円、施設管理費 406 万余円、施設生活費 3,027 万余円、保健衛生費 67 万余円であります。

次に、議案第 18 号 平成 16 年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 4,408 万円に対し、歳入総額 3 億 5,161 万 6,838 円、歳出総額 3 億 2,250 万 477 円で、歳入歳出差し引き 2,911 万 6,361 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険負担金 3 億 2,178 万余円であります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 70 人及び短期入所 10 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 2 億 3,816 万余円、施設管理費 1,111 万余円、施設生活費 4,820 万余円、保健衛生費 211 万余円であります。

次に、議案第 19 号 平成 16 年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 811 万 5,000 円に対し、歳入総額 3 億 2,196 万 9,316 円、歳出総額 2 億 9,324 万 4,806 円で、歳入歳出差し引き 2,872 万 4,510 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険負担金 2 億 8,750 万余円あります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 60 人及び短期入所 10 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 1 億 9,701 万余円、施設管理費 945 万余円、施設生活費 4,763 万余円、保健衛生費 123 万余円あります。

次に、議案第 20 号 平成 16 年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額 3 億 4,730 万 4,000 円に対し、歳入総額 3 億 5,437 万 6,103 円、歳出総額 3 億 2,524 万 3,083 円で、歳入歳出差し引き 2,913 万 3,020 円の剰余であります。

歳入の主なものは、介護保険負担金 3 億 144 万余円あります。

次に歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者 70 人及び短期入所 5 床分の処遇にかかわる費用でありまして、施設総務費 2 億 4,949 万余円、施設管理費 675 万余円、施設生活費 4,471 万余円、保健衛生費 138 万余円あります。

次に、議案第 21 号 平成 16 年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを申し上げます。

決算規模は、予算総額 1,878万7,000円に対し、歳入総額 1,914万4,422円、歳出総額 1,678万3,929円で、歳入歳出差し引き 236万493円の剰余であります。

この会計は、ふるさと市町村圏基金 10億円の運用益を活用した地域振興整備事業にかかわるものであります。

まず、歳入の主なものは、基金利子による財産収入が 824万余円、一般会計繰入金 598万余円であります。

次に歳出につきましては、広域圏振興整備事業費 1,079万余円、財産管理費として基金への貸付元金戻し積み立てに 598万余円あります。

次に、議案第 22号 平成 16年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

決算規模は、予算総額 140万円に対し、歳入総額 142万106円、歳出総額 127万299円で、歳入歳出差し引き 15万777円の剰余であります。

歳入の主なものは、市町村及び構成組合の分担金 115万余円あります。

歳出は、総務管理費の 127万余円あります。

以上、11件につきまして一括ご説明を申し上げます。

各施設の財政調整基金の会計別年度末現在高につきましては、決算書の 248ページをご覧いただきたいと思ます。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

なお、今後とも特別養護老人ホームにつきましては、引き続き健全経営を堅持しながら施設介護サービスの充実に努めるとともに、計画的な財政調整基金積立、適正な人件費管理を進める予定でありますので、ご理解をお願いをいたします。

また、監査委員による決算の審査結果につきましては、お手元に申し上げましてごまします平成 16年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果についてのとおりでございます。審査意見を十分に生かし、今後の財政運営の適正化に努めてまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご認定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（高山 功君） 続いて、事務局次長及び各施設長において、本案の補足説明がありまし

たらお願いをしたいと思います。

(事務局次長 挙手)

議長(高山 功君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 事務局でございます。連合長に補足をして若干説明をさせていただきたいと思います。

お配りしてあります平成16年度事業実績並びに主要施策成果説明書によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願いいいたします。

まず、議案第12号 一般会計であります。3ページをご覧ください。1項議会費であります。定例会2回、臨時会1回、開催してございます。

続きまして4ページ、1項総務費総務管理費でございますが、特別職の報酬、事務局職員の人件費、総合行政ネットワークL G W A Nの設置費、基本計画審議会の開催費、それから広域観光の案内看板のマニュアル作成及び設置費、観光情報発信のためのキオスク端末の設置費等でございます。

続きまして5ページ、3項監査委員費でございますが、例月出納検査12回、定期監査1回、決算監査3日分でございます。

続きまして6ページ、1項社会福祉費でございますが、事務局職員の人件費、介護認定審査会委員の報酬、ふるさと市町村圏基金の繰出金、それから特別養護老人ホームふるさと苑への繰出金等でございます。

続きまして9ページでございます。1項保健衛生費でございますが、北信総合病院及び飯山日赤への病院群輪番制病院運営事業補助金でございます。

続きまして10ページ、1項公債費でございますが、広域連合債の元金及び利子償還金でございます。

以上でございます。

(望岳荘施設長 挙手)

議長(高山 功君) はい、望岳荘施設長。

望岳荘施設長(湯本和男君) 望岳荘施設長の湯本でございます。望岳荘事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

資料の11ページをお願いいたします。入退者の状況でございますが、19名の方をお迎えました。18名の退所でございます。そのうち17名が死亡退所、1名は入院後、退院見込みがないための退所ございました。

続きまして13ページ、一般利用者の状況でございます。利用率は98.12%でございました。

続きまして14ページ、一般利用者の介護度の利用状況でございます。平均介護度は4.28でございました。

続いて15ページ、ショートの利用状況でございますが、年間の実利用者は53名、利用率は117.12%でございました。

続いて17ページでございますが、特別会計の起債等償還金でございますが、一般会計へ繰り出しは2,194万332円でございます。

続いて18ページ、16年度末の財政調整基金の現在高でございますが、4億2,320万円の残高でございます。

以上でございます。

(高社寮施設長 挙手)

議長(高山 功君) 高社寮施設長。

高社寮施設長(池田 剛君) 老人ホーム高社寮でございます。

議案第14号 平成16年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。入所者の1年間の入所、退所の状況でございますが、入所されてきた方は12名、退所されました方は10名でございます。

2名の差異につきましては、入所されます方の都合によりまして、年度内に入所されなかったことによるものでございます。

21ページをお願いいたします。一般入所者の利用率につきましては、約97%でございます。

22ページをお願いいたします。平均介護度につきましては、4.1でございます。

23ページをお願いいたします。短期入所者の利用率でございますけれども、利用率は約107%でございます。同じく短期入所者の実利用者数につきましては117名でございます。

25ページをお願いいたします。次に、主な事業の歳出でございますが、電動ベッド5台を購入いたしました。109万2,000円でございます。

26ページをお願いいたします。財政調整基金積立金でございますけれども、5月31日現在高では3億7,840万円でございます。

続きまして養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。入所者の1年間の入所、退所の状況でございますが、入所されました方は8名、退所されました方は8名ということで、なお一般利用者の利用率につきましては、約99%でございます。

次に、主な事業の歳出でございますけれども、居室改修工事122万4,004円と浴室給湯配管工事170万1,000円を実施いたしました。財政調整基金積立金でございますけれども、5月31日現在では7,130万円でございます。

以上でございます。

(千曲荘施設長 拳手)

議長(高山 功君) 千曲荘施設長。

千曲荘施設長(金井 晃君) それで千曲荘につきまして、補足説明をさせていただきます。

33ページになりますが、まず年間の入所、退所の状況でございますけれども、右側にありますが、入所が12、退所が11でございました。死亡退所が11でございました。

次に35ページをお開きいただきますが、市町村別の一般利用状況の下に一般入所の利用率というのがございますが、利用率が97.90でございました。

次のページ、36ページでございますが、平均介護度は3.95、こういう結果になりました。

次の37ページ、短期の利用率でございますが、利用率の103.20になりました。実利用者数、人員は年間にしまして702人という結果になっております。

次に、39ページをお願いしたいと思います。主な歳出の関係でございますが、起債の償還金の関係につきましては、1,619万5,154円という状況でございます。そのほか、主な工事関係でございますが、エアコンの設置工事ということで392万5,836円、これは食堂にエアコンを設置させていただきました分でございます。

それから、施設の老朽化対策の一つとして、蒸気ボイラーの更新工事、これにつきましては231万円ということでございます。

次に、41ページをお願いしますが、5月31日現在の基金の現在高でございますが、1億2,530万円という結果になりました。

次に、引き続き養護老人ホームの方でございますが、43ページになりますが、年間の入所、退所の状況でございますが、入所が7、退所が7という状況でございます。

次に、45ページの利用状況でございますが、これにつきましては、年間述べにしまして1万8,148人でございます。年間の実利用者につきましては57人という結果になっております。

次に、46ページの関係ですが、100万以上はここにございませんので、右にあるとおりでございます。

次に、47ページの5月31日現在高の基金の状況でございますが、5,160万という結果でございます。

以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(高山 功君) 続いていで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) 引き続き、議案第18号 平成16年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計を申し上げます。

49ページをご覧ください。入退所の状況でございますけれども、年間の入所者数は10名、退所者は12名となっております。

続いて51ページでございますが、一般入所者の利用率は98.28%となっております。

続いて52ページでございますけれども、一般入所者の平均介護度は4.32となっております。

続いて53ページ、54ページでございますが、短期利用者の状況でございますが、利用率は102.71%となっております。それで年間の実利用者ですけれども、76名となっております。

次に、55ページをご覧くださいと思いますが、主な支出でございますが、起債償還として2,994万1,181円を一般会計に繰り出しを行いました。

続いて備品購入では、全自動洗濯脱水機1台231万円。電動ベッド5台119万4,900円などを購入いたしました。

続いて56ページでございますが、5月31日現在の財政調整基金現在高は、1億8,920万円となっております。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長(丸山善雄君) 菜の花苑でございます。引き続き、議案第19号 平成

16年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計を申し上げます。

それでは57ページをお願いいたします。入退所の状況ですが、入所が12人、退所が11人となっております。

次に、59ページから61ページの各表の注釈をご覧いただきたいと思います。一般利用者の利用率は入院者が多くありまして96.18%となっております。

次に、60ページの一般利用者の年度末平均介護度は4.02であります。

次に、61ページの短期利用者の利用率は空きベッド利用を図りまして121.07%となりました。また、年間実利用者は87名であります。

次に、64ページの主な歳出をお願いします。工事関係では、中庭の石段に防鳥ネットを取りつけました。また備品購入では脱臭除菌器3台の購入などであります。

次に、65ページをお願いします。財政調整基金の積み立ては5月31日現在高で1億4,540万円となっております。

以上であります。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長(中島伸雄君) ふるさと苑でございます。引き続きまして議案第20号平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計を申し上げます。

67ページをお願いいたします。年間の入退所の状況ですが、入所が17名、退所が16名、全員がお亡くなりになったような状況でございます。

それから69ページをお願いします。一般の利用者の利用率ですが、95.53%。

それから70ページをお願いいたします。一般の入所者の平均介護度ですが、3.91となっております。

それから71ページをお願いします。ショートの関係ですが、利用率が142.52%、それから実利用者数が55名というふうになっております。

それから73ページをお願いします。主な支出でございますが、起債の償還金4,899万3,600円を一般会計へ繰り出しております。

それから74ページをお願いします。基金の5月末の残高でございますが、1億1,980万円となっております。

以上です。

(事務局次長 挙手)

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 続きまして、議案第21号 ふるさと市町村圏事業特別会計であります。75ページをご覧をいただきたいと思ひます。

1項広域市町村圏振興整備事業費であります。観光の里づくり事業、スポーツの里づくり事業、文化の里づくり事業の、それぞれ市町村への委託料及び繰替運用の元金の戻しでございます。

続きまして、議案第22号 公平委員会特別会計であります。77ページをご覧をいただきたいと思ひます。定例会4回、臨時会1回開催してございます。

以上で連合長の補足説明を終わらせていただきます。

議長（高山 功君） 以上で、事務局次長、各施設長の補足説明を終わります。

議長（高山 功君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

（散 会） （午前10時59分）

平成17年第3回北信広域連合議会定例会会議録(第2号)

平成17年10月27日(木) 午前10時開議

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

本日の会議に付した事件 ………… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(22名)

1番 勝山泰明議員	12番 坂原シモ議員
2番 荻原勉議員	13番 富井耕一議員
3番 宮崎元明議員	14番 武田貞夫議員
4番 沼田喜一議員	15番 渡辺正男議員
5番 佐藤秀彦議員	16番 高山功議員
6番 小林洋之議員	17番 青木豊一議員
7番 山上政彦議員	18番 吉岡勝議員
8番 島田伯昭議員	19番 藤木八十治議員
9番 望月弘幸議員	20番 久保田三代議員
10番 中嶋元三議員	21番 清水保雄議員
11番 高木尚史議員	22番 山崎治茂議員

欠席議員 次のとおり(1名)

23番 武田典一議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長 西原 仁 主 査 小野 幸 司

事務局次長補佐兼総務係長 石川 保 文 主 査 西 田 幸 一
保険福祉係長 宮 崎 均

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青 木 一 幹	事	岩 本 敏 男
副広域連合長	木 内 正 勝 幹	事	土 屋 喜 久 夫
副広域連合長	中 山 茂 樹 幹	事	富 井 俊 雄
副広域連合長	柳 澤 萬 壽 雄 幹	事	齋 藤 家 富
副広域連合長	河 野 幹 男	事務局次長	松 木 隆 一
副広域連合長	高 橋 彦 芳	望岳荘施設長	湯 本 和 男
助 役	小 林 貫 男	高社寮施設長	池 田 剛
収 入 役	西 川 詔 男	千曲荘施設長	金 井 晃
監 査 委 員	金 井 義 信	いで湯の里施設長	大 井 良 元
幹 事	豊 田 敏 夫	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄
幹 事	清 水 侃	ふるさと苑施設長	中 島 伸 雄

(開 議) (午前 10 時 00 分)

(開会に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(高山 功君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長(高山 功君) 日程第1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しましては、議案にかかわる質疑についてのみお願いいたします。

議案第1号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案についてお願いします。ございますか。

(「なし」の声あり)

議長（高山 功君） ないようでありますので、次に、議案第2号 平成17年度一般会計補正予算（第1号）について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、次に、議案第3号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）から議案第7号 平成17年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案について願います。ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺正男です。特別養護老人ホームそれぞれ共通するんですが、10月からの介護保険の制度改正によりまして、食費の一部負担から全額負担と、それから居住費も負担となったわけなんです。この補正予算の数字を見させていただいた限りでは、わかりやすく言えば、この望岳荘の4ページよろしいですか。歳入の一般利用者負担金の中の保険者負担、利用者負担、また短期利用者の保険者負担、利用者負担ですが、この中で食事費負担が2,500万、保険者の負担が減っているんですが、利用者負担の方も701万5,000円ですか、減っているわけですね。

それから基準負担金ということだったり特定入所者負担金であったり、この辺のところについて詳しい説明がなかったような気がするんですが、食費が全額負担ということで、そのまま利用者の方に乗せたのかどうか。なぜこういう両者とも負担減というような数字になったのか、望岳荘だけじゃないんですけれども、共通ですので、お答えいただきたいと思えます。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） ただいまの渡辺議員さんの今回の改正に伴う補正額の関係でのご質疑でございます。各施設、共通でございますので、私の方から一括ご答弁申し上げたいと思えます。

ご存じのとおり、今回の法改正はただいま渡辺議員さんからお話ありましたとおり、食費及び居住費につきましては、介護保険法の対象から除外されて個人負担に変わったわけでございます。

基本的には食費につきましては、今までゼロ円から780円の負担があったわけですが、今回の改正でやはり300円から1,380円の間で所得階層に応じて負担をするように改正になりました。

それから居住費につきましても、今まで居住費の負担がなかったわけでございますけれども、今回の改正でゼロ円から最高320円まで自己負担になったわけであります。

ここの部分だけをとらえてみますと、食費あるいは居住費につきましては、保険者負担が減って、それから利用者負担がふえるという数字になるわけですが、今回の補正につきましては、今回の改正に加えて、実は介護保険が始まる前、12年の4月1日から介護保険が開始されたわけですが、それ以前から入所している方の旧措置という言い方をしておりますけれども、旧措置者の部分の延長もありまして、これについては、本年の4月1日から延長されたわけですが、そのこの部分の補正額等がございますので、総体的にはそれらを総括すると、こういう保険者負担でも三角、利用者負担でも三角、食事負担から見えていくとそういうふうなってくるわけでございますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高山 功君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） 渡辺です。食費につきましては、保険の外へ出たということで、特別事業所でなくというような部分を考えずに、負担増となっている部分をそのまま利用者の負担ということで載せたわけですか。その辺をお聞かせください。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 今回の改正、先ほど申し上げましたとおり、個人負担になっております。そんなことで、事業所でいただくという部分はございません。その基準負担額で予算計上をしております。

以上でございます。

議長（高山 功君） 渡辺議員、よろしいでしょうか。

15番（渡辺正男君） はい、結構です。

議長（高山 功君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、次に、議案第8号 平成17年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第10号 平成17年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、次に、議案第11号 平成17年度ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）について願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、次に、議案第12号 平成16年度一般会計歳入歳出決算認定について願います。ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 青木議員。

17番（青木豊一君） 主要施策でお伺いしたいと思うんですけども、主要施策の6ページで介護保険の審査会事務の交付がされているわけですけども、数字は一々申し上げませんが、今度の介護保険の改定によりまして要支援、要介護1の人たちの一定割合が予防の方に回されると、こういうことになっているわけですが、当認定状況を見ますと、変更率が31%が重度、軽度が23.7と、もちろんこれはそれぞれの一人一人の実態ではなくての部分はるかと思うんですけども、やはり要支援、要介護1の人たちがどういうふうに重くなったり軽くなったりしているかを含めて、全体の状況をお伺いしたいことが1点。

それから、ページ8の優先順位決定者と入所状況があるわけですけども、結局、入所待機者が年度末で302人ということになっているわけですけども、これは介護保険の発足当時と比べてどういう状況になっているのかお伺いしたいというふうに思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 1点目の全体の状況がどうなのかというご質問でございますけれど、介護認定審査の全体の状況はどうなのかというご質問でございます。主要施策の成果、6ページにありますとおり、全体が4,936件の平成16年度審査をし、そこに掲げてありますとおり、変更率が31%ということでございます。

それぞれこれは重度への変更が、内訳でございますけれども、重度への変更が76.3%、軽度への変更が23.7%ということで、すべての審査の中での変更でございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それから、もう1点の優先順位の関係でございますけれども、介護保険当初よりかなり伸びております。16年度末の待機者が302人ございました。決定者が443名、うち入所者が82名、申し込みの取り消し者が59名ということで差し引き302名ございました。介護保険の開始時点より大幅に伸びております。現在も若干増加傾向にございます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員。よろしいでしょうか。

青木議員。

17番（青木豊一君） 今、お答えいただいたことは、先ほどの主要施策についてお伺いしたいわけですが、直接施設には関係ありませんけれども、地域住民の皆さん方は在宅を含めて介護保険制度というものを利用されているわけです。

そうした中で、果たして県内においてその予防医療というものが適切であるかどうかということは、私たちは重要な関心を持っているわけです。そうしたときに、一般、いわゆる変更状況については主要施策にもありますとおりなんですけど、果たして要支援、要介護1などが予防医療という方向が適切なのか。それとも従来どおりの方向で十分対応できるかということ、皆さん方がこの介護認定審査をされている、そういう実態から県内、この管内の状況がどういうふうになっているかということをお伺いをしていたわけです。それが一つです。

それから、入所者のうち82人が入所されたわけですけれども、例えばこの中で個室をぜひお願いしたいという人と、相部屋の方をお願いしたいというふうな形で要望された件数というものは、もし掌握されていたら教えていただきたいことが一つと、申し込みの取り消し者というものの内容をお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） お答え申し上げます。最初に、予防医療が適切かどうかというご質問でございますけれども、これにつきましては、私の方からの議案質疑でございますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。言えることは、疑似モデルの実施の結果によってという考え方でございます。

それから、2点目の入所者の内訳、個室を希望している方、それから多床室を希望している方がどのくらいいるのかというご質問でございますけれども、現在まではすべてうちの方は多床室扱いで取り扱っておりますので、そういう希望調査等、入所の際は取っておりません。そんなことで、希望者がどのくらいあったのかというご質問については、希望を取っておりませんので不明でございます。

それから、取り消しの内容でございます。取り消しの内容でございますけれども、死亡が95名、それから取り下げが29名、それから辞退が3名、その他1という内訳でございます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員。

17番（青木豊一君） 私は予防医療ということを行いましたから、一般質問とお間違いになられたようですが、私はいわゆる実際に審査をされている過程の中で、要支援、要介護1の人たちが改善、介護が軽度の方向に進んでいるのか、重度の方向に進んでいるのか、このことの実態を、数字的な実態をお聞きしたいんで、一般質問に入って問題をお答えいただきたい。いわゆる政策的な問題ではなくて、その軽度の方向に、要支援、要介護1が軽度の方向にいつているのか重度の方向にいつているのか、この数字的なものをお伺いしたいと、こういうことです。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 介護認定の変更の関係でございますけれども、個々での追跡調査等々はしてございませんので、軽度の方に変わっているのか重度の方に変わっているのかという部分については、何とも言えません。

ただ、この変更率というのは、あくまでも審査にかけられて、その2次判定で軽度に、例えば介護度3の1次判定であったんだけど、2次判定では介護度2あるいは4に変更になったという、いわゆる判定結果だけの数字でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。軽度の方への変更が23.7、それから重度への変更が76.3%という内容でございます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第13号 平成16年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第17号 平成16年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案について願います。ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 青木議員。

17番（青木豊一君） それでは、施設長にお伺いするのが適切かと思うんですが、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、管内では個室化率というのはあまりまだ進んでいないということは十分承知しているんですけども、同時にまた個室化がされましている中で、いわゆる施設として職員の配置の状況を数字的に見た限りでは、個室化の高いところが比較的職員1人当たりの利用者が少ないのではないかということは、逆に言えば、利用者1人に対する

職員の比率が重くなっているというふうに、私は数字は皆さんがお出しになった数字はそういうふうになっていると思うんですが、実際の現場をご覧になったときに、今の案件でいうと対象は望岳荘しかない、多分そうなんだろうかと思うんですけども、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（湯本和男君） 望岳荘におきましては、職員の配置につきましては、3対1の基準に基づいて、そのほかにユニットケアを推進するための加配をいただいております。によりまして、現在は職員配置は適正なものというふうに理解、感じております。

以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員。

17番（青木豊一君） 私は、職員配置が適正か否かという問題ではなくて、個室化という問題はプライバシーの問題というものが非常に重視されているわけですけども、先ほどお伺いするとプライバシーのために個室を求めるという方もないようですが、職員配置は基準に達していたとしても、実際に施設と同じで個室化というものがプライバシー保護には役立つということは私も重々承知していますし、そのことは大変なことだと思うんですが、一方で職員の皆さん方への負担、そういうふうなものは、あるいは利用者のサービス状況というものはどうなのかということを実際におやりになっている施設の現場でどうお感じになっているかということをお伺いしたいということです。

議長（高山 功君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（湯本和男君） 私ども現在、個室と多床室を持っておりますが、それぞれ個室へ入る、この10月の改正以前につきましては、その人の状況により個室にお入りいただいたり、あるいは多床室でいていただいたりという形でやってございます。ですから、職員の方では個室のところでは入り込んだから特段余計に手がかかるという感覚はございません。なるべく多床室も個室の方も含めまして人道的にとらえまして処遇させていただいておるという状況でございます。

以上です。

議長（高山 功君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に、議案第18号 平成16年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第20号 平成16年度特別養護

老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3議案について願います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高山 功君) ありませんので、次に、議案第21号 平成16年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第22号 平成16年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定までの2議案について願います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高山 功君) ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

平成17年第3回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答弁者
		議席	氏 名	
1	介護保険について	17	青木豊一議員	広域連合長
	高校再編整備計画(案)の対応について			
	産業廃棄物について			
2	新・北信地域ふるさと市町村圏第2期基本計画について	11	高木尚史議員	広域連合長
	介護保険法改正による施設運営について			
	栄村に建設する特別養護老人ホームについて			
3	「北信広域連合広域計画」と「新・北信地域ふるさと市町村圏計画」について	15	渡辺正男議員	広域連合長

議長(高山 功君) 日程2 これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付してあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、介護保険について、高校再編整備計画(案)の対応について、産業廃棄物について。

17番、青木豊一議員。

(17番 青木豊一君 登壇)

17番(青木豊一君) 青木豊一でございます。通告に基づきまして、3点を連合長に質問いたします。よろしくお願いいたします。

第1は、介護保険制度についてお伺いします。ご承知のように、介護保険制度はいつでもどこでも安心して介護が受けられる制度という政府のふれ込みのもとで始まりました。

しかし、数年経過はした今日、先ほどの議案質疑でもありますように、介護のサービスも金次第という実態がますます鮮明になってまいりました。

この10月から政府・与党などの賛成で改正した介護保険法によりまして、食事費や居住費など施設利用者に大幅な負担増が強いられることになりました。そのため、在宅サービスによる利用者からは介護のサービスの回数を減らす動きが始まっており、本当に悲しい出来事です。

そういう面に立って1点は、法改正に伴う施設利用者への影響及び広域独自の利用者負担軽減の実施について、どのようにお考えになっておられるでしょうか。

2点、栄村地域への特別養護老人ホーム建設と運営について、次の4点をお伺いします。

1、同施設がより利用しやすく、利用者負担軽減のため複合施設などをどう検討、具体化されたか。

二つ、ユニット型個室や複合型個室の経費及び利用者及び連合負担はどうか。

三つ、施設利用者負担金に対して、どの程度の補助金が予定されるか。

4、同施設建設に伴う連合管内の地域振興策について、お伺いいたします。

第2は、長野県高校再編整備計画案に対し、広域連合としての対応をお伺いします。

1点は、同再編整備計画案が実行された場合の地域への影響について。

2点、連合として今日、どう取り組まれたのでしょうか。今後の対応についてお伺いします。

ご承知のとおり、連合議会は本年第2回連合議会臨時会において、同案の白紙撤回、教育的見地と地域振興など総合的視点を示すこと。関係地域住民の意見を十分聞き、住民が納得するものとする旨の意見書を県教委に提出しました。当然、理事者サイドもこうした議会の対応にふさわしい検討をされたと思いますが、よろしくお願いいたします。

3点、こうした観点に立って管内教育のあり方を含め提言をするお考えをお伺いいたします。

第3は、広域連合管内の産業廃棄物処理の対応についてお伺いします。

今、建設関係などアスベスト使用は大きな社会問題になっています。こうした折、産業廃棄物処理施設が広域圏内にかなりの数があります。こうしたことから、次の点2点をお伺いします。

1点、管内の産業廃棄物処理の現状と対応について。

2点、飯山陸送が県に対し産業廃棄物処理施設変更計画を平成15年3月付で提出し、昨年12月21日付で豊田村前村長あてに埋め立て処分場の計画延長等の願い書を提出しています。

連合長の中野市長は、さきの市議会答弁では地元区や豊田地域の意見を尊重する旨の答えがありました。もちろん地元の判断を支持することは大事なことですけれども、同時に広域圏内多くの市村が千曲川沿線にあり、千曲川を観光と結びつけるような動きも、今管内で広がっております。こういったことからして、広域の見地から対応すべきと思いますが、お伺いします。

3点は、広域圏内にあります産業廃棄物処分場などにおけるアスベスト対策をどのようにお考えになっているか。

以上の点をお伺いして質問といたします。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいまの青木議員の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、介護保険制度改正に伴う影響についてであります。今回の法改正は居住費、食費が保険給付の対象外となり、利用者の負担となったわけであり。低所得者に対しましては、所得に応じた負担限度額を設け、減額相当分につきましては、介護保険から補足給付されるものであります。

連合独自の軽減策についてであります。県下の他の連合でも独自の軽減策はとっておりません。当連合といたしましても、独自の軽減策は考えておりません。今回の法改正の趣旨からも在宅でサービスを受けられている者とのさらなる均衡の問題も生じてこようかと考えられますので、それぞれの基準の単価でお願いをしたいと考えております。

なお、利用者への影響額につきましては、事務局次長の方から答弁をさせます。

次に、栄村への特別養護老人ホーム建設と運営についての質問であります。他の形態を検討したのかという質問であります。平成15年度から国庫補助の対象となる特別養護老人ホームの形態はユニット型個室のみとされたことから、補助金を当て込んでの建設予定であ

りましたので、当初よりユニット型個室を想定し、複合型等の検討はしておりません。

続いて、ユニット型個室等の経費及び利用者と連合の負担・補助金についてであります。居住費の基準費用額でユニット型個室は月額約6万円であります。食費についてはそれぞれ月額約4万円となります。

なお、これに伴う連合の負担はありません。また、連合の補助金につきましては、協定書に基づく額を予定しておりますが、今まで言われていたホテルコスト分が今回の制度改正により居住費に含まれた形で国が基準額を示したことから、利用者の負担軽減について検討し、今後博悠会と協議してまいりたいと考えております。

栄村及び連合管内の地域振興についてであります。食材など日用物品の調達、職員の地元採用及び地域交流等について積極的に実施するよう博悠会に働きかけ、地域振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、高校再編整備計画案の対応についてであります。まず、高校再編整備計画案による地域の影響についてであります。まずは子供たちの選択肢が狭くなるということが一つあります。さらには一時的に地域外への進学が余儀なくされ、通学の不便さに加え各家庭への負担増が強られるようになることも想定はされます。

また、地域の特色と伝統ある産業の担い手として地域高校の果たす役割は大変重要と考え、地域経済にも影響を及ぼしかねない恐れがあると思われま。

しかしながら、マイナス面での影響だけでなく、今回の整備計画をきっかけとし、現在抱える諸問題等を改善に結びつけていく可能性も十分あるのではないかという考え方も地域の議論の中で発生していることも事実であります。また、耳にいたしております。何点か申し上げましたけれども、多方面にわたり影響は少なからずあると考えております。

次に、連合としての対応であります。この問題につきましては、管内市町村において検討委員会や地域での懇談会等が開催されており、それぞれの地域の方向性が議論されているところであります。連合としては、その状況を見守るとともに、今後は地域の高校教育の将来に禍根を残さないよう、地域住民の皆様とともに協力できる点に対応していきたいと考えております。

続いて、高校教育のあり方を明確にすべきではないかというご意見がありましたが、県及びそれぞれの市町村において議論をされ、検討中であるので、連合としての提言は差し控えるべきであると考えます。

次に、産業廃棄物についてのご質問であります。まず、産業廃棄物処理にかかわる許可に

つきましては、県が対応することとなっており、連合として特にお答えできる立場ではありませんので、ご理解をお願いいたします。しかし今後、連合として協力できる点があれば対応していきたいと考えております。

なお、せっかくのご質問でありますので、わかる範囲でお答えを申し上げますが、最初に、管内の産業廃棄物最終処分場についてであります。最終処分場は4カ所で埋め立ての処理能力は約9万8千500立方メートルとお聞きをしております。縮小計画の具体化につきましては、先ほどの答弁のとおり、県が対応すべき問題と考えております。

飯山陸送株式会社の廃棄物処分場の事業計画変更についてであります。平成13年2月に県の許可があり、5年ごとに処分量の更新手続きが必要とのことなので、平成18年2月に許可の期限が来るため許可の更新が必要になると聞いております。

事業計画の変更につきましては、今まで焼却施設は1日8時間稼働でありましたが、より効率的な処理をするために24時間稼働に時間延長の変更を県へ申請中であるとお聞きしており、この対応についても県で対応すべきものであると考えているところであります。

次に、アスベスト対策についてであります。国の法律で耐水性の材質で二重袋にこん包するか、あるいは固形化することが決められており、飛散防止策を講じた上で処理されているため浮遊の心配はないと聞いております。

まず、地下への浸透につきましても、先ほど述べましたとおり防止策を講じられており、浸透は考えられないとお聞きしております。もし万が一、浸透したとしても、それが水質等への影響を及ぼすことがないと聞いております。

以上であります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 連合長答弁に補足してお答えを申し上げます。

まず1点目の利用者への影響額であります。改正と改正後の単純比較をいたしますと、1人平均1カ月約7,400円の増となり、6施設を単純合計いたしましても1年間で約3,800万円の利用者負担増となります。

次に、利用者負担段階別で申し上げますと、年間の負担増額は第1段階で66人で約1,200万円。第2、第3段階で346人ありますが、2,300万円。第4段階、8人で約300万円あります。

以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員。

17番（青木豊一君） それでは順次、継続でお伺いしたいというふうに思います。

最初に、介護保険についてでありますけれども、そういたしますと、今のお答えを通じまして流れる方向というのは、負担はやむを得ないものであると。しかも、それほど大したことはないというふうにお聞きするわけです。

例えば実態を見ますと、この第1段階でも相部屋の場合には、同額ですけれども、個室になると5,000円から一部減るところがあると。しかし先ほどお答えのあるように、全体としてこの第1段階というのはどういう方かということ、生活保護に匹敵する人たち、この人たちが結局負担を強いられなければならない。なぜ生活保護かと言えば、憲法の25条で言っています最低限の生活を維持するという国の責務として保護をしているわけです。ところがこの人たちからも負担を取ると、こういうことになるわけです。

さらに第3段階の年金額が80万円を超すところから268万円までの方ですけれども、この方の場合に先ほどのお答えは第2と第3段階を合わせましたが、それでも2,300万円の負担増になるわけですよね。第2段階は若干下がる。ですから、この第3段階の1人当たりで言うと、相部屋の場合で月1万5,000円、そして個室になりますと2万5,000円から1万5,000円、こういう形で月々負担がふえるわけです。

しかも、この第3段階というのは、先ほど言いましたように、年金80万円から266万ですから3倍以上の開きがあるわけです。こういうところに施設として、この何らかの負担軽減を図っていくということは、十分理事者がこういう事実を理解していただいたならば、私は取られても決して不思議ではないというふうに思うわけです。

しかし、それすら検討に値されない。これがやはり最初に申し上げましたように、この程度の負担はしょうがないんだということが、全体の流れとしてあるというふうにしか判断できないんですが、改めてこの点についてお伺いしたいというふうに思います。

次に、栄村の特養の問題についてですけれども、これは例えば当時から検討されていないというふうにおっしゃったんですけれども、それは違うと思うんですよ。例えばプロポーザルで各施設から出された申込書を見ますと、おやりになる博悠会は個人スペース割合が48.1%だというふうにプロポーザルで意見として出しておられるわけです。このことについて、今議会でも繰り返しあれされているわけですけれども、国は補助金は一切合財、補助金じゃありません、交付金ですから、出さないということではなくて、それは相部屋でも可能、多床室でも可能だというふうに私は思うわけです。

じゃあ、その利用者の実態は国や県は盛んに入居者のプライバシーの問題だと、こういう

ことを強調されているわけです。前回の議会でも私は国の方は特殊事情は受け入れましょうと、検討に値すると、受け入れるというのは、ここまで言うと語弊があるかもしれませんが、検討に値すると。こういうことで申し上げておいた。問題提起をしておいたわけですね。

しかし、それは基本的には県のペースで進められてきているわけです。じゃあ本当に利用者の立場に立つならば、その施設長に聞いても、あるいは先ほどのお答えでも、おれはプライバシーは保護してもらいたいから個室でなければ嫌だと、こういう人は1人もおいでにならなかったと。この事実は一括利用者の立場にどう立っているかどうかという重要な私は基本問題だと思うんです。

確かに、現在のところは特養の負担限度額を、低所得者の負担軽減をしているわけですが、けれども、しかしこの負担限度額については、制度上では個室は820円もらうと、第1段階でね。多床室の場合はゼロだというふうに基準は決めているわけです。あるいはまた第2段階でも820円と320円と。

ですから、利用者が利用できる特別養護老人ホームを本気でつくるとするならば、多床室を私は100%多床室を入れるということを県には言いませんでした。そんなことも、じゃ1割とか2割というものを取り込んで、そして個室化できるところに、その部分をやはり改造してやるということだって、それは県は認めるべきじゃないかと、こういうことを言ったわけです。

ですから、基本的にこの栄村へ施設ができました。しかし全部個室であるがゆえに、結局、その相部屋よりかはるか高い、かなり軽減したとしてもはるかに高い金を払わなきゃならないし、軽減措置がなくなったら、これはもう本当に施設に入っていられなくなる。そういうお年寄りも出てくるのが、果たして、あるいは出てくる恐れがある。そういう施設建設の方向が果たして地域住民の、300人を超える皆さん方が今か今かと待っておられるし、先ほどの議案質疑でもわかるように、待っている過程の中でお亡くなりになった方が大変おいでになるわけですよ。

こういう実態を考慮したときに、なぜ私が問題提起した問題について、県やさらに国等、そういうことの可能性という問題を追求されたのかどうか。その具体的なことについてお伺いをしたいと思いますし、私は今でも設計書ができたかと思うんですが、一定割合なら決して不可能ではないというふうに思うんですけれども、この点について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、この施設利用者への負担金についてですが、具体的にどのようなお考えでどう

対応されるのか。この補助金の支出が介護保険制度もう変わりましたから、当然具体的な数値というものは机上では可能だと思えます。いわゆるこの施設をつくることについて、どういうやはりこの財政的な連合としての負担が必要なのか。ここをやはり明確にさせていただきたいというふうに思います。

また、この施設の管内の振興策についてですけれども、入札、もう間近になっているようですけれども、前回の4月の、3月でしたか4月でしたか連合の議会のときに、この地域振興策の一つとして建設業者の中に地元の業者を入れていただくように要望したわけです。

そういうやはり業者が、それは結果は競争の結果ですからいけませんけれども、そういうことが連合としても実際におやりになってきているのかどうか。

もう一つは、この雇用は基本的には栄村など地元の人たちということになっているわけですけれども、一体博悠会とどれだけの全体の職員体制と、その中で地元雇用はどうなっているのか。あるいは職員の待遇等についてどういうふうなやはり話し合いがされているのか。このことについてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、高校再編の問題についてですけれども、非常に不安が結果的にはいい面もあるかもしれないが不安があるということですが、先ほども質問のときにも問題を提起しましたけれども、広域連合は基本的には白紙撤回だと、こういうことを明らかにしているわけです。連合のホームページを見ましても、議会の一番最初にいわゆる8月の臨時議会の折にこうなっていますね。平成17年第3回定例会の報告となっています。長野県立高校再編整備計画案を白紙撤回し、高校教育のあり方を求める意見書が連合議会として7月26日です、28日です、議決したということを経済のトップの記事として明らかにしているわけです。

ですから、当然広域連合の正副組合長の中で、こういう議会対応に対して連合として、理事者としてどう対応していくかどうかということは、当然問われてしかるべきのことだと思えます。ところが、こういう議会の意見書に対して、全く先ほどのお答えは何もないと。それは各自治体の問題だと。これではやはり理事者と議会が一体となって地域住民の高校教育のあり方へ対する不安を解消していくという、こういう一体感というものは出てこないじゃないですか。このことについて、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、産廃問題ですけれども、答弁していただくことが恩のように私の耳に聞こえてきたんですが、これが全く筋違いだと思えます。広域の計画の中にもごみ処理広域化計画の策定等計画に基づく事業の実施の全体調整と、もちろん許認可事業は県であることは私は百も承知している。

問題は、その犠牲になるのか恩恵を受けるのかというのは、地域住民の私たち自身なんです。この連合管内自身なんです。そのときに答えなくてもいいんですけども、まあ質問されたから答えるということはね、一体あの千曲川沿線の産廃銀座と言われるようなこういう現状に、一方では中野市などを含めて飯山市などもそうですけれども、千曲川を利用したカーヌーやこれからのまちおこしを始めようとしているんですよ。そういう大事な環境次元になるろうとしている、その地域に産業廃棄物の銀座があると。これはやはり本当に観光という問題を本気で考えていたなら、私は決してプラスになるものではなくてマイナス思考としか考えられない。

しかも、この願いというのはどういう願いかということ、先ほどのお答えでは5年ごとの更新の結果として出てくると、こういうことですが、そうじゃなくて、結局、協定書でも18年の3月31日をもって、水処理以外は一切あそこはもう産廃は施設として動くのは水処理施設ですと、こういうことでぜひ協定を持って議会に入りたいと。これがやはり公式文書ですよ。それを5年に一遍の期限が来てから更新の手続がされたと。これは余りにも実態を不正確にしか見ておられないと。

しかも重要なことは、単なる施設の延長ではなくて、例えば変更前は埋め立て面積が2万1,689平米、今度は変更後はどうなるかということと2万3,764平米とふえたわけです。また、埋め立て容量についても変更前は169立方ですね、多分。16万9,000か。ちょっと点がよく、169.326立方になっていますね。変更後は356.757です。いわゆる埋め立て容量が倍にもふえるわけです。

しかも最終処分場ですから、建設廃材の中にアスベストが入っていたって問題ないというお答えがあったけれども、これは私は大問題だと思うんですよ。建設廃材の中にこそ、そういうものがたくさん入っているということは、アスベストの使用の実態から見ても明らかなんです。こういうものを安易に地元の問題だ、5年経過してから変更願が出たと、こういう安易に考えることではなくて、地域住民の皆さんの命と健康を、どう守り維持するのかどうかということが第1点。

もう1点は地域振興策として、あの千曲川の沿線を本当に観光の財源として活用するというならば、やはりこの地域振興策にも私は重大なやはり影響も与えかねない問題だと。こういう点からして、私はこの問題について最初に提起しましたように、中野市という問題ではなくて、連合管内のいわゆる観光行政を今後どうするのかと、こういう問題を含めて、あるいはもちろん先ほど言ったように、命と健康の問題は当然のことですから、そういう問題と

してこの問題をしっかりと受けとめ対応していただきたいというふうに思うんです。

なお、そのいわゆるアスベストは現在までにどういうふうに、どの程度埋められたかというものの、もし実態がおわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（高山 功君） ここでしばらく休憩をいたします。

（休憩） （午前11時07分）

（再開） （午前11時19分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいまの青木議員の再度の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、私は3点ご質問をいただいた中の県教委の提案する県高校の再編整備計画案に対する再度の質問、また産業廃棄物問題に対する再度の質問、この2点に対してお答えを申し上げます、もう1点につきましては次長の方からお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

まず、高校の問題であります、6月24日に県の教育委員会が具体的な校名を盛り込みつつ県内のそれぞれの県の姿勢を打ち出したのはご案内のとおりであります。

それを受け、長野県内各地域におきまして、議会またそれぞれの団体から相当数の意見書なり、陳情なり、要望なり、いろんなものが県教委の方に届けられているという情報は私ども承知しているものであります。

なお、当連合の議会におきましても、7月28日に白紙撤回を求める議員提案による意見書をお出ししたということも、もちろん承知しているものであります。

ただ、6月24日以来、今日まで約4カ月経過しているわけでありましてけれども、それぞれの四つの通学区における、その推進委員会の議論をそれぞれ約10回もの委員会を数えられ、相当いろいろな細部にわたっての議論が深められている、そんな事実であることもご承知をいただいていると思うわけでありまして。

先ほどの議員の質問は、7月28日の連合議会での議員提案による意見書と正副連合長初め構成市町村の一体感が出てこない。その一体感を醸し出すべきだというようなお話だろうというふうに思います。

現在、飯水地区におきましては、飯水岳北の高校の将来を考える会というものを飯山市さんを中心に関係4市町村に相当数の大勢の市民の方々を巻き込んだ上での会合が、考える会が8月8日にスタートし、これもまた大変な議論を今深めているところであるというふうに

聞いております。

また、中野市におきましても、ちょっとおくれればせながら9月21日に、中野市内高校のあり方を考える市民会議実行委員会というものが結成され、いよいよ市民会議まで持っている運びになったようなところまで、今こぎつけてきたというご報告も私どもには届いているようであります。

そんなことを考えますと、連合として議会決議はもちろん尊重されるべきものでありましようけれども、そこに正副連合長が首長としている各市町村の方向性は、これはやはり今申し上げました市民レベルの議論が深まっている最中でありますので、この議論の行く末、経過、行く末等を十分に注意しながら、その結果を待って、もし対応できるものがあるならば対応すべきものというふうに判断いたしました。

今現在、そんな会議や議論がされている中で、私どもの方が新たな何かのアクションを起こすのは適正な時期でないというふうに私は考えているものであります。

次に、産業廃棄物問題の件であります、確かに議員のおっしゃるとおり、千曲川の兩岸における、特に中野地域内の施設は相当数の数があることは、公、民間を合わせてのは事実であります。

そして、これがこれからのある意味では観光の一つの方向づけだろうということは多くの皆が共通の思いであることは確かであります。今日はこの場では中野市だけの思いを伝えることは適切ではないと思いますけれども、一応補足の説明として申し上げさせていただきますれば、中野市もそれは重要と考え千曲川兩岸の環境保全、いずれにしましても今現在の環境がどのような状況になっているのかということ現状をしっかりと把握するということは、もう今年度中から着手し始めたことでありまして、これからも千曲川の沿川各市町村とは連携プレーをもって、それぞれの市町村の思いを受けとめた中で連携プレーの政策を進めていくということは大切であろうかというふうに考えます。

このことと産業廃棄物問題は、ある意味では切り離して考えなきゃいけない問題であり、ある意味では一緒にあわせて考えなきゃいけない問題であろうというふうに思いますけれども、現実には飯山陸送の産業廃棄物の施設の問題に触れた議員さんの質問に対しましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、県の許認可の範囲の中でありますので、これも地元の意向、地元の判断を待って対応しようというのが、中野市の姿勢でありますので、連合としてもそのような姿勢は貫いていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 私の方から介護保険の関係について、連合長に補足をしてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の、順番が若干入れかわるかもしれませんが、独自の軽減策についてということでございますけれども、先ほど連合長の方から答弁申し上げましたとおり、県内のほかの連合等におきましても軽減策等はとっておりませんので、当連合といたしましても、軽減策を考えてございません。

それから、2点目の栄村への新設特養の形態の検討をしていない、これに対して検討に値するのではないかとというご質問でございますけれども、連合長の方から答弁申し上げましたとおり、交付金の交付対象は個室ユニット型でないと交付対象にならないということで当初からスタートしてございます。県の方で云々というお話もございましたけれども、私どもの方では実際まだ聞いてございません。あくまでも個室ユニット型でないと建てられないという認識でございますので、そのようでも現在も進めてございます。

それから補助金、どういう補助金に対してのどういう軽減策をとるのかということでございます。これにつきましても、連合長が答弁申し上げましたとおり、方法論については、今後、博悠会の方とまた検討を加えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに考えております。

それから、建設にかかわる地域振興についてという部分でございますけれども、これにつきましても、現在まではやはり建設に向けての取り組みでございます。これからいよいよ入札、それから建設に入っていくわけでございますけれども、これからの地域振興策、例えばその物資の納入、あるいはその地域住民の雇用等々につきましては、これから博悠会の方と鋭意振興につながる方策を検討し、話し合いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員。

17番（青木豊一君） 時間も限られておりますので、大事なことだけお伺いしたいと思います。

一つは、高校再編計画についてですけれども、今、連合長は飯山で将来を考える会、中野市は市民会議等をやって市民レベルの検討が進行中だと、こういうお話ですけれども、昨日の県の第1通学区の推進協の会議の結果が、内容がマスコミを通じて報道されているわけで

すけれども、このいわゆる連合の中でそういう動きがある中で、あるマスコミでは総合学科は中野実に決まったかと思われるようなそういう報道があるわけです。

こういうことはもちろん市長という立場で言われたわけではないこともわかるんですけども、しかし連合の足並みをより強固にしながら、連合全体にいい方向で進む上でも、あの昨日の会議の内容の報道というものは、やはり青木市長、連合管内の市長さんにとっても、また地域住民の皆さんにとっても、本当にやはり私たちの声が反映できるのかどうか、こういうことを率直に不安な面持ちでおられるわけです。

そういう点で、今日のああいう報道というものは、事実としてあれを受けとめなければならぬのか。それとも、市長からどういうやはり立場で発言をされ、連合長ですね、委員として発言されたのか、あの内容等違うのかどうか。この点はやはり連合管内が一つになってそれぞれの独自性を発揮しながらも一体感を持つところは持って進む上でも大事な問題だというふうに思うわけです。

そういう点で、連合長が参加をされ、内容を見直せばそういうことが方向として出されていますから、やはり明確なお答えをいただきたいというふうに思います。

それから産廃…。

議長（高山 功君） 時間になりましたので。

17番（青木豊一君） すぐ終わります。産廃の問題については、ぜひ連合管内の多くの市村に影響を与える問題ですから、ぜひ管内の問題としてしっかり受けとめ、理事者間の中で十分な検討をしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 今の質問に対してお答えを申し上げます。

まず、高校の問題であります。昨日の会の第10回目の第1通学区の推進委員会が開かれたものであります。ちょうど10回を重ねる中で、当地域の投げかけられた課題が集中的に議論されたのは、昨日の第10回が初めてと断言していいくらいの状況であります。

過去9回の中では、多少なりとも総合学科高校いかなものなのかという、どんなような内容になるかという議論は出たときがありましたけれども、今後、中野という地域を一つの視野に入れて議論されたのは昨日が初めてであります。

昨日、14名の委員のうち2名の欠席がありました。12名の委員のもとで、この課題が議論されたわけでありましてけれども、終始結構ほかの委員の皆様が1名の委員さんを除いて比較的総合学科高校を目指す、その学科の特性、個性をできるだけ中野地域、しかも第1の

中では長野市内に、市立の皐月高校が総合学科高校になるという方向性が示されているわけなんですが、それとのかね合いからいって北信の北の地域の中野の地にあるのは場所的にはベターなのではないかという意見が、結構支配していたかのように受けとめます。

一つの新聞報道が、今日センセーショナルに結構大きな見出しに報道されたわけでありましてけれども、昨日の推進委員会の中では一つ一つ議決をとる、その諮るということはしてあるわけではありませんから、大多数の委員の意見があったとしても、ではじゃこの総合学科高校、中野高校、中野実校を統合して中野実業高校の校舎に新しい第3の高校をつくる、その問題は、じゃ皆さんは賛成ということによろしいでしょうかなどということは一つも座長からあったわけではありません。

ですから、あのような形で報道された見出し自身は、私も今日朝見てびっくりした1人です。私の発言は終始、実は中野市で行われている先ほど申し上げました中野市内の高校をあり方を考える検討委員会の実行委員会、この委員会はですね、その委員会が結成されるまでの間、もう10回の上をいく会合を経て、実はこの実行委員会、また来月には市民会議が開かれるところまでいったように聞いておりますけれども、すべて私はオブザーバーとしてその会合に出席しております。

でありますから、今現在の進行状況、また市民の皆さんがどんなご意見をお持ちでどんなご意見をそこで披露したかということも承知しているものでありますから、私は昨日の会議で中野市で起こっているこの実行委員会といいますか、あり方を考える実行委員会の内容を説明し、こんな意見が出ておりますというエピソード的に報告をしたということでもあります。そんなことから、何となくあんな表現になったのでしょうかというのが実態でありますので、ご承知おきをいただきたいと思えます。

それからもう一つ最後に、産業廃棄物の問題がありましたけれども、確かに中野地籍のうち、同所の今課題が出ているわけであります。これも今、先ほど来、同じ繰り返しのお答えになりますけれども、地元区の、また地元区というのは、ある意味では中野市の豊田地域という幅広い、その地域を地元区というふうにとらえているわけでありますけれども、地元区の意向を待って中野市として参加をしたいということでもありますから、これはその質問、そのような状況になったときには近隣の市町村にも報告をするという責任は果たしていきたいというふうに思っております。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、青木豊一議員さんの質問を終結いたします。

次に進みます。順位2番、新・北信地域ふるさと市町村圏第2期基本計画について、介護

保険法改正による施設運営について、栄村に建設する特別養護老人ホームについて。

11番、高木尚史議員。

(11番 高木尚史君 登壇)

11番(高木尚史君) 11番、高木尚史です。通告をいたしました3点について質問をしたいと思います。

最初に、新・北信地域ふるさと市町村圏第2期基本計画についてであります。平成13年の2月に北信広域連合広域計画と、新・北信地域ふるさと市町村圏計画の基本構想を策定をいたしました。そして年を経過をいたしまして、北信広域連合計画の第2期計画は、平成17年度から平成21年度の間期間として新たに策定をされました。

そして新・北信地域ふるさと市町村圏計画は、今年度策定をし、平成18年度から第2期基本計画として、具体的にこの地域の実態に合った事業の運営や、あるいは具体的な諸問題解決のために動くことになるわけであります。

この第2期基本計画を策定をするに当たっては、当然第1期の基本計画そのものがどのような成果を上げ、あるいはどのような課題が残されているのか、そのことを検証しながら第2期基本計画を策定するというのは当然のことです。したがって、まず第1期基本計画の成果と課題について、どのようなものがあるのか、まずお伺いをしたいと思います。

そして、今年度中に第2期基本計画を策定をするわけですから、恐らくかなり具体的な取り組みが進められているというふうに思いますけれども、その内容について、例えば議員をどのような方々をお願いをして、この地域全体のものをまとめていくのか、あるいは時間的なものをどのようにとらえて策定をしていくのかをお伺いをしたいというふうに思います。

同時に、これからの第2期基本計画というものは、国の三位一体計画などのいろいろな条件が新たに噴出をする中で、それぞれの自治体が今まで以上に財政問題や、あるいは教育問題、福祉環境問題について独自の対応をしなければならない、あるいはもっと大きく言えば広域連合としてこれらの問題にどのように対応するのかという大きな課題を抱えるわけですから、これらの計画策定に反映させる方策としてどのような対応をしていくのかをお伺いをしたいと思います。

次に、介護保険法改正による施設運営についてであります。先ほども質疑や一般質問がありまして、この10月から介護保険法の一部が改正をされまして、特別養護老人ホームなど関連3施設の入所者につきましては、居住費や食費を負担をするということになりました。

今回、提案をされている補正予算につきましては、これらの自己負担分、あるいは補足的給付、そういうものを勘案をして補正予算が提案をされているというふうに思いますが、これらの制度改正に伴う、それぞれの自己負担あるいは補足給付、それらの財政的な影響についてお伺いをしたいと思います。

また、介護保険法の全面的な改正というものも進められています。平成15年には施設入所者の報酬単価が平均4.2%引き下げるなど、言われますように、施設から在宅へという大きな柱があるわけでありますが、そのような中で報酬単価の見直し、さらには来年度からは介護保険料の見直しなど、さまざまな基本的な視点の改正がされていこうかというふうに思いますが、これらに対する考えをお伺いをしたいと思います。

そして、これらの介護保険法の見直しやあるいは報酬単価の引き下げなどに伴いまして、施設の職員体制にも大きな影響が出るのではないかとこのように思います。当然、入所者の皆さん方にも自己負担問題なども含めて大きな影響が出てくるわけでありますが、これらの職員体制については、定例会冒頭の連合長のあいさつの中にも職員体制については適切に対応をしていきたいというようなお話がありましたけれども、これらの法改正などを見越した上での職員体制と処遇などについてお伺いをいたします。

次に、栄村に建設する特別養護老人ホームについてであります。これも先ほど一般質問がございました。冒頭の連合長のあいさつの中でも、9月に県の内示があり、11月の中旬の入札、そして12月の中旬には着工の方向であるというふうな話があったわけでありまして、それに伴いまして、現在の建設の進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

第2点目ですが、これは先ほどの一般質問の中で、建設主体である博悠会と協議をするという答弁がありましたけれども、協定書の問題であります。この協定書の第2条では、個人スペースの建設費の4分の1を補助するとして、入所定員1人当たり200万円を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で補助をするものというふうなうたっております。

また、第3条では入所者にかかる居住費（ホテルコスト）の設定において、北信広域管内入所者に限っては、広域連合補助金相当分について控除し、設定をするというふうなうたっております。

このことは、この10月から先ほども申し上げましたように、居住費や食費が自己負担ということになったわけでありまして、この協定書を締結をする段階では、まだホテルコスト代というものについては議論がされておりましたが、民間施設の中ではかなり多くの施設が居住費あるいはホテルコスト代というものを徴収をしている施設がある。

しかし、管内にはそのような施設がないということから、その格差を是正をするという意味から、それ相当分の補助金を交付をするということであったのだというふうに私は理解していますが、そうなりますと、居住費を全施設の入所者が負担をするということは、その分相当額な交付をするということは二重払いということに相当するのではないかというふうに思うわけであります。

そういう意味で、建設の県に対する申請時点の問題やあるいは今後の入居者の居住費の負担問題など、さまざまな角度から協定書の見直しについてしていかなければならないのではないかというふうに思いますが、これらの協定書の見直しについて、どのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいまの高木議員のご質問に対してのお答えを申し上げます。

まず、新・北信地域ふるさと市町村圏第2期基本計画についてであります。現在、策定されております新・北信地域ふるさと市町村圏計画につきましては、前期基本計画の計画期間が平成13年度から平成17年度となっており、今年度が最終年度となります。圏域の将来像を定めた基本構想に基づいた施策体系を定めたものであり、市町村の基本構想、基本計画などと整合性を図りながら一体的な地域づくりを目指すものとなっております。この計画により、北信圏域全体の将来のあるべき姿の方向づけを行い、構成市町村においては今計画の趣旨、内容を踏まえお取り組みをいただいているところであります。

前期計画期間の5年間を振り返りますと、それまでの一部事務組合が解散をし、広域連合が発足したという効果もあり、各市町村において圏域の発展のため一体的な地域づくりを目指すという共通認識を持つことができ、それに向けた方向づけができたと考えております。

具体的な事例を挙げますと、介護認定審査会の設置、広域にわたる観光推進、幹線道路の整備計画の調査研究事業の実施など、市町村の枠を超えた事業に取り組むことができております。

経済が停滞する中、広域連合はもとより構成市町村の財政事情も厳しい中ではありますが、連合として取り組むべき課題について協議を重ねる中で、それぞれご理解をいただきながらさらに一体的な北信地域を目指し、広域的な取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、第2期基本計画の策定と今後の対応はどうかについてであります。先ほども申し上げましたとおり、前期基本計画は本年度、平成17年度で終了とされております。当初、

平成17年度中に平成18年度から22年度までの後期計画を策定する予定でありましたが、平成17年度から18年度において、基本計画等の見直しを予定をしている構成市町村が幾つかあり、また基本計画は市町村の計画と整合を図る必要があることなどの事情から、本年度は後期計画を策定せずに前期計画の計画期間を1年間延長することで取り組みを進めていきたいと考えております。

後期基本計画につきましては、計画期間を平成19年度から22年度までの4年間とし、平成18年度中に策定するよう、作業を進めたいと考えております。

なお、後期計画の策定に当たっては、市町村の計画などと整合を図りながら北信地域全体の発展のために、後期期間内に重点的に取り組む事業を明らかにするなど、圏域住民にもわかりやすい計画としていきたいと考えております。

次に、介護保険法改正による施設運営についてであります。まず、6施設合計の1年間の影響額であります。居住費は新たに設けられた制度であり約2,600万円の純増であります。食費は、基本食費サービス費が廃止をされ、全額利用者負担となったわけですが、単価が下がったことから、約1億1,300万円の減であります。居住費及び食費に対する補足的給付につきましては、基準額と利用者負担限度額との差額が保険給付されるものでありますので、影響額はございません。

また、報酬単価引き下げによる影響額は、約2,800万円となり、トータルで約1億1,500万円の減収見込みであります。介護保険法改正による職員体制と処遇はどうかということですが、今回の法改正による収入の減、来年4月の介護報酬の見直しが予想される中、ますます施設運営が厳しくなるわけであります。しかし、現在の職員体制を維持し、サービスの低下を来さないよう努めてまいり所存でありますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、栄村に建設する特別養護老人ホームについてであります。建設の進捗状況はどうかということですが、栄村に博悠会で建設を予定している特別養護老人ホームの建設についての進捗状況は、当初6月に予定をしていた県からの交付金の内示が9月になり、現在、県において実施設計書の審査が行われているところであります。開会のごあいさつでも申し上げましたとおり、博悠会からお聞きした今後のスケジュールにつきましては、11月中旬の入札、12月上旬の工事着手、18年10月の開所の予定とお聞きしているところであります。

次に、協定書の見直しの問題であります。協定書の内容は、今回建設を予定している施設

の居住費の利用者負担額が、既存の6施設の負担額と比べてかなり高額となってしまうことから、その負担を軽減することを目的としておりますので、特に協定書の見直しは考えておりません。

以上であります。

議長（高山 功君） 高木議員。

11番（高木尚史君） 最初に、継続をお願いをしますが、第2期基本計画についてですが、それぞれの自治体の中で基本計画の見直し等があるということから、整合性を図るために1年間延ばしたいということであります。これはそれぞれの自治体の中での見直しですから、もう既にこの市町村圏計画の中で定められているからそのとおりにやれということでは、やっぱりないと思うんですね。それぞれの自治体の自主性を尊重し、そして管内での意思統一をきちっと図っていくという意味では、整合性を図って策定をするという、そのところから十分考えていかなければならない課題だと私も思います。

ただ、そのときにどのような視点で策定をしていくのかということが、やっぱり問題になるんだと思うんですよ。整合性を図るということは、もっと簡単に言えば、それらの各自治体の構想を尊重しながらグローバル的なものになりかねないということも言えば、その逆で言えるわけでありますが、しかし、広域連合という組織そのものの権限というものは、なかなかないわけでありまして、計画をつくっても、例えば勧告権はあってもその勧告権を行使をするというのは、なかなかできないことでありまして、できないというのは、当然それぞれの自治体の基本構想というものがあつて、それをベースにしてつくられているわけですから、全体の合意はされたという視点からすると勧告権というものはなかなか行使できないという問題だろうというふうに思うんです。

ただ、そこで、例えば長野県内の小さな自治体の中でも、広域連合として一定の事務なり、あるいは仕事を広域連合として何とか負担できないだろうか、あるいは協力できないだろうかというような、そういう広域連合というものを存在をしておりますし、そういった議論が出てきつつあります。それは現在の国の市町村合併という関連性の中で、小さな自治体1万人以下の自治体をどうするのか、あるいは5,000人あるいは3,000人という自治体に対する処遇をどうするのかという、そういうこともあるわけですが、しかし現実の姿とすれば、地方交付税がどんどん削減をされてきている。自治体の財政が果たしてどこまでもつのかという、そういう問題も大きな課題になってきている中での広域連合としての役割をどのようにとらえていくのか。そして管内の自治体と一緒にあってやっぱり助け合いという視点

やあるいは共通事務という問題をどのように整理をしていくのかという、そういったことも含めてですね、今後の第2期基本計画というものについては、一定程度踏み込んでいく必要があるのではないかとこのように思うんです。

同時に、北信広域連合の広域計画は、既に第2期、第2次分として今年度からの5年計画の策定を既にしたわけですよ。新ではなく、北信広域連合としての計画です。北信広域連合の第2次の広域計画は、既に17年度から21年度まで策定をされています。この計画の中には、それぞれ特養やあるいは養護などの運営に関する事とか、広域的課題の調査研究、それぞれいろいろなことを述べながら16ページほどの広域計画を策定をしています。

これを見ていきますと、この新・北信地域ふるさと市町村圏計画の基本構想に基づく第1次、そしてこれから策定をする第2次の計画について、かなりオーバーラップをしているところが当然あるわけですが、どうもこの整理の仕方というんですか、それを改めてやっぱり考えなければいけないのかなというふうに思うんです。

北信広域連合の広域計画は既に第2次の5年計画は策定をされています。そして新・北信地域ふるさと市町村圏計画の第2期分は18年度から策定をする。しかし、現実の広域連合管内の事務処理あるいは事業については、広域連合の広域計画の中でも一定程度きちんと立てているわけですね。その整合性というものを少しとっていく必要があるのではないかと。というのは、策定をする皆さんも、これは広域連合の広域計画、こっちは新・ふるさと市町村圏計画という、言えば二度の手間を煩わしてこの計画を策定をしていくという、大変事務的な労力をむだに使うのではないかとこのように思うんです。

ただ、これは県が指定をしたふるさと市町村計画というものだからやむを得ないと言えば、それはそれまでですけども、その整合性を図ってつくっていくことが必要ではないかというふうに思いますが、これらの策定について、まずお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、介護保険法の改正によるものでありますが、これはご答弁がありましたように、かなり大幅な財政的な問題としては金額になるわけですが、一つは協定書の見直しについては考えていないということは、新たに博悠会が建設をする施設が、既存の広域連合として運営をしていく施設よりも高い位置づけだということのようではありますが、しかし考えてみますと、この協定書の中でうたっている第2条、あるいは3条をまともに読んでみますと、先ほども申し上げましたように、この10月から居住費や食費が入所者の自己負担になっていくわけですね。協定書の中ではホテルコストの設定においては補助金相当分について控除をして

設定をするということがうたわれているわけです。

それぞれの恐らく既存の施設も、新たにできる博悠会が建設する栄村の施設についても、居住費は当然入所者の自己負担になるわけです。その自己負担分を払いながらなおかつ広域連合としてホテルコスト代を1億4,400万円を補助をするということは、居住費をもらいながら広域連合からも居住費をもらうという、そういうことになるのではないかというふうに、私はこの協定書の中身を見ているわけですが、そういたしますと先ほど申し上げましたような二重取りということになってしまうのではないかということが指摘せざるを得ないわけであります。そういう点で、この協定書というものをきちんと見直しをすべきではないかというふうに思います。

ただ、以前も申し上げましたように、1億4,400万円の補助をするにつけては、補助金の交付要綱というものをきちっと策定をして、そして公明正大な、公正な補助金としての扱いをすべきだということを申し上げた経過がありますが、お聞きをすると管内として初めての一つの事業ということで、そこまで交付要綱を策定をせずに、起案も含めたそういう対応をしていきたいというふうなことに、どうもなっているようでありますが、そうしたことも含めて考えますと、この二重取り部分の問題やそれらの問題が、きちっと理解が得られるような方向でいくとすれば、改めての対応が必要ではないかというふうに思いますが、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（高山 功君） ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

（休憩） （午前11時59分）

（再開） （午後1時00分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

松木事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 高木議員さんの2回目の質問について、私の方からお答えを申し上げます。

まず1点目の基本計画策定についての関係でございますが、どのような視点で策定をしていくのか。その中で連合としての役割、あるいは計画そのものの整備の仕方を考えるべきではないかというご質問の内容かと思えます。

どのような視点でということでございますけれども、これにつきましては、先ほど連合長の方から答弁を申し上げてあるとおり、連合が発足をして5年経過いたしました。この経過の中でやはり一体的な地域づくりを目指す共通認識を持つことができたということでご答弁

申し上げてあるわけですが、まさに一体的な地域づくりを目指して取り組んでいきたいというような考え方で進めていきたいと思っております。

広域連合管内にも大きな課題がたくさんあります。広域観光だとか幹線道路網の整備、あるいはまた新幹線の開通等々の大きな課題が山積しておるわけですが、これらの問題につきまして、やはり一体的な地域づくりという視点で検討を加えていきたいと思っております。

また、連合としての役割あるいは整理の仕方等々につきましては、策定の中で当然議論として出てこようかと思えます。必要な部分は整理をして策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の協定書の栄村建設の関連での協定書の見直しについてでございますけれども、二重の、その博悠会から見れば二重の受領になるんじゃないか、協定書の見直しをすべきではないかというご質問でございます。

これにつきましては、先ほど連合長の方から答弁しましたとおり、見直しは現在のところ考えておりません。ただ、やはり当初話が出ましたとおり、ホテルコストの軽減という目的で連合として補助金を出すという考え方を踏襲していきたいというふうに考えております。かなりの額での差が出てきます。そんなことから当初目的を踏襲していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いを申し上げます。

ただ先ほども議員さんの方からも方法論というようなお話もございました。方法論については、また博悠会の方と協議していくこともあろうかと思えます。当然検討をしていくべきことがあろうかと思えますけれども、それについてはまた方法論としてご指導いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（高山 功君） 高木議員。

11番（高木尚史君） 継続でお願いをいたします。最初に、基本計画についてですが、当然地域一帯としての共通認識で地域づくりを進めていくというのは、大変基本的な考えだろうというふうに思います。例えば今環境問題なんかが、かなり大きな地域の課題として浮上していますけれども、広域連合としても平成13年の9月に、ごみ処理広域化計画というものを策定をしています。

これはご承知のように、広域連合そのものはそれぞれの自治体、そのほかに一部事務組合も入って広域連合を形成をしているわけですから、そういう視点ではごみ問題についてもそ

それぞれ一部事務組合は一部事務組合としての報酬を持った上での計画を打ち出しているわけですし、広域連合は広域連合として、それぞれの一部事務組合も一員であるという立場から、ここにも少なからずかわりを持っていくという、そういう立場での広域化計画だろうというふうに思うんですが、今、この管内でもこのごみ処理問題、大変苦勞をしている自治体もあるわけですが、その中では例えば処理エリアの区割りなどにつきましても、遠い先の話ですけれども、平成29年度を一つの目標に据えながら、その間のごみ焼却施設や最終処分場やリサイクルプラザなどについても一定の方向づけを出しているわけであります。

そのことを考えてみますと、これは単にそれぞれの自治体の環境問題、ごみ問題ではなく広域連合として、これらの問題にどうきちっと対応していくのかという、そのことは大きな課題としてとらえていいんではないかなと。以前にもこのごみ問題については一般質問の中で触れさせていただいたこともあるわけですが、大変難しい課題ですし、加えて高齢社会が進行し人口減少が進むという、そういう方向の中では、こういった環境問題についても大きく変化をしていこうというふうに思いますが、これらの計画などについても改めて広域連合としての対応を示していくべきではないかというふうに思いますが、これは当然第2期の基本計画の中で出てくるのだろうというふうに思いますが、しかし現実は大変厳しい状況下に置かれているという、そのことを念頭に置いて計画策定に努力をしていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、第2期の基本計画を策定をするのは、この北信管内のそれぞれの住民の皆さんが、この管内で住んでいてよかったと言えるような、そういう地域の皆さんを主体にした計画を策定をするというのが基本方針だろうというふうに思います。そこには、それぞれの自治体の基本計画の見直しもありますが、ぜひ管内の有識者、あるいは住民の皆さんを含めたそれぞれ意見を聞く場を設けながら基本計画を策定をしていくべきではないかというふうに思いますが、改めて18年度からの策定に当たって、そういった委員の構成なども含めて具体的にお考えになっていけば、そのことについてお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、介護保険法の改正についてですが、職員体制について連合長の方からサービス低下にならないように努めていきたいというご答弁をいただきました。このことは以前にも申し上げてまいりましたが、広域連合のプロパーの皆さんは中野市の職員の給与に準ずるということになっているわけですが、今日、民間と公務員の賃金の格差問題が議論をされる中で人事院勧告が言えば給与のマイナス勧告、さらには地域給与という制度を新たに打ち出してま

いりました。このことがそれぞれの自治体の職員も当然それらの問題に大きく遭遇をするわけではありますが、以前、広域連合の職員の皆さんのラスパイレス指数はどうなっているのかということを経験をした経過がありますが、その計算はしていないというお話でした。

しかし、同様に管内で働いている皆さんの処遇については、今の条例上、中野市の職員に準ずるということをうたっているならば、そこに近づける努力をしていくべきではないかというふうに思います。そういう視点からラスパイレスの問題もあり、あるいは大変な状況下にある労働条件なども含めた職員体制についてきちんと確立をしていくべきだというふうに思っています。

これらの介護保険法の制度のもとで、嘱託あるいは臨時職員の雇用をしていかなければ、財政問題も含めて大変になるのではないかというような連合長の答弁も以前ありましたが、そのことは職員体制そのものが入所者の待遇について大きくかわりを持つという視点から、ぜひ入所されている皆様にも安心して介護サービスが受けられるような、そういう体制づくりが求められているというふうに思いますが、このことについて改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

それと三つ目は、ホテルコストの問題ですが、軽減策として出していくということですが、恐らくこれは私の理解と次長あるいは連合長の解釈の視点が違うのかなと、そこでどうもすれ違っているのかなというふうに思うんですが、例えば協定書の第3条の居住費（ホテルコスト）という表現をしているわけですね。今回の10月からの介護保険法の改正も居住費、光熱水費も入るわけですが、居住費と食費ということになっています。ですから、この居住費という介護保険法でいう居住費と、そしてこの協定書にある居住費というものが果たして同一のものであるのかどうなのか。そこがきちんと整理をされないと私が言っているように介護保険法で居住費をもらう、そして補助金として居住費ももらうという二重払い、二重取りという問題になるのではないかという視点が、言えば解決されないのではないかというふうに思うんですよ。

したがって、この協定書の中にある居住費の位置づけ、それがどういうものであるのか。そして介護保険法でいっている居住費というものは、もう法で定められていますからだれもが知っている居住費です。したがって、仮に介護保険法でいう居住費そのものを軽減をするために補助金として出していくとすれば、既存の施設の入所者の居住費もそれに合わせて軽減をしなければならなくなるという、そういう理屈も通るわけです。

そういうことを考えてみますと、そのところをきちんと整理をしていかないと、皆さん

方にこの補助金の協定書について疑義が生じたまま補助金を出すということになりかねないわけですから。このことは最終的には例えば支出をするということにおいては、監査委員の皆さん方もきちんと目を通していただくということになるわけですが、その時点で疑義が生じたということにならないように、今からこの居住費問題についてきちんと説明ができる、そういうことを求めてそのことについてお答えを明確にさせていただきたいというふうに思います。

そうでないと、1億4,400万円という大変高額な補助金ですし、それぞれの管内の皆さん方の負担金ということになるわけですから、そういった負担軽減の問題、さまざまな角度から議論がされるというふうに思いますが、そのことについて改めてこの居住費の位置づけ、介護保険法の居住費の問題と、この協定書にうたわれている居住費そのものをどのようにとらえているのか。そのことについて明確な答弁を求めて質問を終わります。

議長（高山 功君） 松木事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） それでは、3回目の質問にお答えいたしたいと思います。

まず1点目のごみ処理広域化計画の関係でございますけれども、ただいま議員さんがご質問されましたとおり、平成10年の8月に北信地域のごみ処理広域化計画というのを策定をいたし、そして13年の9月にその最初の計画の見直しをいたしました。その見直しの計画でございますけれども、一応基本的には管内1カ所でごみ焼却の施設1日170トン、最終処分場の処理能力7万5,000立米ということで計画をしております。

この計画につきましては、平成29年度最終目標として定めてあるわけでございますけれども、現状それぞれ一部事務組合で取り組んでおられますけれども、整合性が合わない部分も出てきてございます。そんなようなことから計画の見直しも必要ではないかという認識はしております。

ただ、それぞれの一部事務組合も取り組んでおりますので、それらのための情報収集というようなことで、年に1回北信保健衛生施設組合、それから岳北広域行政組合で意見交換会が開催されておるわけですが、その席に連合として同席をさせていただいてオブザーバー参加させていただいております。ことしも近々この会議の予定がございまして、11月に入って早々でございますけれども、参加をしてそれぞれの現況の取り組み状況等々をつぶさにお聞きし、計画等へつなげていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、基本計画の中にごみ処理の問題ということでございますけれども、その辺について

も計画策定の段階でまた考えて検討をさせていただきたいと思います。

なお、広く住民の意見を聞いて基本計画を策定すべきではないかというご意見でございますけれども、これにつきましては、昨年度、広域計画を策定をいたしました。その広域計画の策定をする際に、基本計画審議会の委員さんを委嘱してお願いをしておりますけれども、全体で30名ほどでございます。それぞれの関係市町村の市議員さん、それから圏域のそれぞれの住民ということで、それぞれの各種団体長さんをお願いをしております。そんなことで広く住民の意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。それから識見者として、それぞれ学校関係の役職の方にもお願いしております。

それから、2点目の連合職員の待遇改善についてということでございますけれども、まず1点目のラスパイレスの計算ということでございますが、正直なところラスパイレスの計算はしてございません。条例上では中野市の給与に準ずるというふうなうたわれておるわけです。当面、私どもも待遇改善については、できる限り図っていきたいというふうに考えております。

それから、臨時嘱託職員の雇用の関係につきましても、職員がこれからだんだんふえて、嘱託職員等がふえてきます。そんなようなことから、待遇改善をできるだけ図っていかなくちゃいけないという認識でございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

それから、最後の3点目でございます。協定書の見直しの関係でございます。居住費の位置づけを明確にしろということでございますけれども、やはり協定書につきましては、協定書の方の部分につきましては、一応字句ではホテルコストという言い方になっております。それはその当時はまだ居住費等という、居住費という言い方がありませんでしたのでホテルコストということの表現でございまして、そのホテルコストをその軽減していこうということで協定を結んでございます。

この10月に介護保険法が変わりました。居住費という言葉が出てきたわけですがけれども、県の方へ確認したら、やはり今回の居住費には、従来のホテルコストも含まれるということで、先ほど連合長の方から答弁しましたとおりでございますけれども、ホテルコストにつきましては、今までのホテルコストというのはどっちかというと部屋料みたいな、部屋料かなというような認識であったわけですがけれども、今回の居住費については、部屋料だけでなく水道光熱費も含まれるという基本的な考え方でございますので、字句の見直しがホテルコストではなくて居住費だよと言え、それはおっしゃられるとおりでございますけれども、二重払いにならないような居住費の設定をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

先ほども申し上げましたが、その部分につきましては、方法論で見直しじゃなくて方法論でできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺につきましても、またちょっと検討をさせていただきたいと思います。居住費ということであれば、ほかの施設に入所している方も減免、免除、減額する必要があるんじゃないかというようなお話でございます。確かに居住費という見方にとらわれれば、そういう考え方に成り立つわけでございますけれども、そもそもの出発点はホテルコストの軽減ということでございますので、そんなことでご理解をいただきたいと思います。

また、先ほど連合長の方からも答弁いたしましたとおり、居住費を仮に軽減をすると、やはり在宅でサービスを受けている方とのやはり均衡上の問題もまた発生してくるんじゃないかなというように考えられますので、また慎重に検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、高木尚史議員の質問を終結いたします。

次に進みます。順位3番、「北信広域連合広域計画」と「新・北信地域ふるさと市町村圏計画」について。

15番、渡辺正男議員。

（15番 渡辺正男君 登壇）

15番（渡辺正男君） それでは、通告に従って質問をさせていただきたいと思います。

お昼過ぎということで、皆さん大変お疲れのことと思いますが、しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

私も初めてこの場に立たさせていただきまして、勝手がよくわからずにさせていただきませんが、先ほどの熟練した青木議員また高木議員を見習いながらやらさせていただきたいと思っております。

大きく一つ、北信広域連合広域計画、それと新・北信地域ふるさと市町村圏計画についてということで、大きなテーマを一つ挙げてございます。この中でまず一つ目にお聞きしたいのは、基本計画審議会がございまして、この審議会の開催状況、またその中でどのような検討がされてきたのかということについてお聞きをいたします。

広域計画が、第2次、17年度から21年度ということで策定をされましたが、先ほどの高木議員の質問の中でもございましたとおり、やはりこの広域計画を踏まえて次の新・北信地域ふるさと市町村圏計画につきましては、2次につきましては、やはり5年間を振り返りまして、その到達点、それから今後に向けてさらにもっと踏み込んで具体的に施策、取り組

みをつくっていただきたいなというふうに考えるわけであります。ぜひともそういった視点で答弁をお願いしたいと思います。

(2)としまして、ふるさと市町村圏事業、これは基金の果実で行われている事業だと私は解釈をしておりますし、16年度の決算を見させていただきますと、50でありますとかお祭り等に配分がされているということなのですが、ここ数年間どんなふうに使われてきたのか、どんなふうに取り組み、どのような成果があったのか、この辺について明らかにしていただきたいと思います。

また三つ目には、広域的な課題の調査研究、この到達点についてお聞きをいたします。まず最初に、観光の推進、これは広域的な観光の推進ということで、やはり飯山新幹線駅を起点としまして、また中野市は大変観光に力を入れ始めてきているとお見受けもしております。こういった北信広域全体での密接に連携のとれた観光の推進について1点目お願いいたします。

二つ目には、幹線道路網の広域的な整備について。これはやはり新幹線駅を中心とした地域の幹線ルート、また野尻湖・志賀高原観光ルートと言われますが、広域の中をずっと山ノ内の方へ豊田村の笠倉から山ノ内夜間瀬地区を通して志賀へ上がるという構想のルートでありますけれども、こういったルートにつきましても、なかなか近年は進んでいない。また期成同盟会同士の勉強会、研究会といったものも開かれていないような気がいたします。ぜひとも考え方を聞かせいただきたいと思います。

また、この中でも3点目ですが、広域的な保健福祉の推進について。4点目には広域的な文化スポーツ施設設置についてということで、前回のふるさと市町村圏計画によりますと広域的な文化施設、また広域的なスポーツ施設の設置について推進するというふうに4年前にはうたってございます。今までどのように調査研究をされてきて、今現在どのような到達点であるのかお願いをいたします。

4番目といたしまして、連合長として広域連合の現在と将来のあるべき姿についてどう考えるかということでお聞きをいたします。

私は、山ノ内町の9月議会で同様の質問を行っております。その中で、山ノ内町長は広域的な課題の調査研究につきましては、広域連合と構成市町村と一体となり取り組んでいく必要があります。過去にも広域的観光推進、幹線道路網の整備に関して調査研究会を立ち上げた経過があり、必要に応じまして構成市町村の関係課長と連絡会議を開催することとなっております。今後、さまざまな分野の広域的課題の調査研究のために専門機関を早期設置を提

案、要望してまいりたいと考えておりますという答弁をいただいております。

さらに、広域的な文化ホールまた体育施設、レクリエーション施設も広域的な設置ということで質問をしましたところ、町長からはこういったお答えでありました。先日も連合長に伺った際、その話をしました。従来の北信広域がふるさと基金の果実を政策なく配っているというやり方はもうやめよう。北信広域が何が未来像として必要なのかというものをしっかりと組み立て、重点的な計画的な推進をしていただきたい。具体的には道路の問題であるとか施設の問題、広域的な観光をつくり上げていくという課題が中心になるわけですが、そのため施設の問題、道路の問題、これをぜひ具体的に即取り組む体制をつくってほしい。青木連合長と私はその点で意見が一致したと理解をしております。期待をしておりますところでございますという答弁をいただきました。

連合長として、この広域連合の現在と将来のあるべき姿について、どういうふうにお考えか、また市長としての立場もございませうが、連合長としてどんなふうを考えているかということで答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいまの渡辺正男議員のご質問に対してお答えを申し上げます。

まずは北信広域連合広域計画と、新・北信地域ふるさと市町村計画についての件であります。その中で、基本計画審議会の開催状況と検討内容はという質問でございます。

圏域住民、市町村議会議員、識見者など、30名で基本計画審議会は構成されており、これまで第1次及び第2次広域計画、新・北信地域ふるさと市町村圏計画基本構想及び前期基本計画などを策定する際にご審議をいただいていたところであります。審議会におきましては、数々の計画をご審議いただく中で広域連合としての幅広い事業への取り組みや施設の設置運営に関する事、また広域観光を中心とした観光への取り組みなど、数々のご意見や提言をいただいていたところであります。

なお、いただいたご意見、ご提言につきましては、計画策定あるいは事業推進の際に参考にさせていただきながら業務を進めてきたところであります。今後、策定予定の後期基本計画につきましても、審議会においてご審議をいただく予定であります。

次に、ふるさと市町村圏事業で何が取り組まれてきたかという質問であります。ふるさと市町村圏事業につきましては、構成市町村とともに広域活動計画を策定しながら事業を進めているところでございます。

本事業につきましては、構成市町村及び県の資金により造成をいたしました10億円のふるさと市町村圏基金の運用益を財源としております。魅力ある北信州、交流活動の推進をテーマに観光の里づくり事業、スポーツの里づくり事業、文化の里づくり事業、ふれあいの里づくり事業の4事業を柱に進めてきております。

一例を申し上げます。観光の里づくり事業につきましては、圏域全体を紹介した観光パンフレットの作成や道の駅等への広域観光案内コーナーの整備など。またスポーツの里づくり事業につきましては、ながのオリンピック開催の際の歓迎イベントやオリンピック開催を記念したスポーツ大会など。また文化の里づくり事業につきましては、晋平まつり記念コンサート、国際雪像芸術祭、絵手紙展の開催など、地域の文化、風土を生かしながらの事業、またふれあいの里づくり事業につきましては、広域連合及び圏域内の情報交流などのための広報誌を発行するなど、それぞれの事業に取り組んできております。

今後も確実に基金の運用益を確保しながら圏域発展のためのソフト事業を中心に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、広域的な課題の調査研究の到達点はということで、何点かいただいたわけでございます。まず、観光の推進についてであります。広域連合では、観光客移動の広域化と高速交通網及び情報網の発達化、広域連携の必要性に伴い、平成14年度に市町村担当課長及び係長を中心とした広域的観光推進、幹線道路網整備調査研究会を発足し、2年間にわたり広域的に必要な方策の調査研究を行ってまいりました。

調査研究結果におきましては、道路案内及び案内看板の統一化、北陸新幹線駅からの観光客誘導方策、観光ルートの広域化、誘客活動の広域連携化といった課題が挙げられます。この調査研究結果を受け、平成14年度から広域観光ホームページの作成、統一案内サインの整備マニュアルの作成・設置、観光情報検索端末の設置、管内市町村の観光担当職員及び観光団体の職員を対象とした研修会、広域観光マップの作成を行ってまいりました。

今後、さらに北陸新幹線の開通に向けた取り組みを予想されますので、広域的に必要な方策について市町村と連携を図りながら北信圏域を一つの観光地としての広域観光振興の方策を探っていく予定であります。

次に、広域的な課題の調査研究の到達点はということの二つ目であります。幹線道路網の整備についてであります。広域観光の推進の面から圏域外からの観光客を誘導するため、市町村間を結ぶ道路網の整備が必要となっております。このため、平成14年度に市町村担当課長及び係長を中心とした広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会による長期的にわた

る整備が必要な道路網の研究を行い、報告がされました。

この調査研究の報告書をもって広域観光の推進の面からの整備が必要な道路についての調査研究は終了いたしました。今後、北陸新幹線の開通に向け、広域幹線道路網で広域的に整備が必要なものについては、市町村等関係機関と連携をとりながら事業の推進を図っていきたいと考えております。

次に三つ目であります。保健福祉の推進についてであります。現在、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理、運営、養護老人ホームの入所判定、病院群輪番制病院運営事業補助、介護認定審査会及び特別養護老人ホームの入所検討委員会等の事業を行っております。

なお、関係する法律の改正、施行による事業実施に当たっては、構成市町村と連携を密にしながら事業のあり方、進め方について調査研究をしております。今後につきましても、保健福祉施策のより一層の推進に努めていきたいと考えております。

次に四つ目であります。広域的な文化スポーツ施設設置についてであります。県営規模の施設の受け入れに際しましては、連合としての市町村との連携、調整を図るべきと考えております。現在、管内の各施設につきましては、それぞれの市町村で設置、運営がされておりますが、その既存の施設の活用につきましては、関係市町村による連絡調整を進め有効活用を推進すべきと考えております。

今後、施設の老朽化などにより、大規模改修や新設などの必要な場合は、広域的に連携を図りながら財政事情を考慮しつつ、必要な場合は調査研究をしていきたいと思っております。

次に、連合長としての広域連合の現在、将来のあるべき姿についてどう考えるかという質問であります。現在、6施設あります老人ホームの改築と民営化を含めた運営のあり方、取り組み始めた広域観光の推進、新幹線開通にかかわる課題、幹線道路網の整備推進、広域で取り組んだ方が効率的な行政事務の研究等々、大きな課題が山積しております。

これらの課題をどう進めていくべきか、私は市町村の担当者及び専門的な指導員及び市民レベルの公募委員等を加えた研究委員会を組織し、将来に向けて研究を進めていきたいと考えております。これはある意味では今まで連合として取り組んできた課題に対する対応からするならば、少なくとも半歩前進するぐらいの覚悟、意気込みを持って研究委員会を立ち上げていきたいと考えているところであります。

また、あえて申し添えるならば、管内900万人を越す観光客の入り込みを見たとき、既に少なからず連携プレーのもとで、その効果が出ているとも思います。決して、一市町村の

独自だけの努力で、それぞれの観光客の入り込み数字がカウントされるのではなく、もう既に連携プレーのもとでのトータル900万という数字と私は思っているところであります。

しかしながら、今まで行ってきた情報提供の方法論、果たして能動的な私どもの構造的な戦略として、その情報提供をしてきたのかどうかを考えたときに、少し情報の過少な情報発信でしかなかったような気がしてならないわけであります。

私は、例えて言うならば、体験・滞在型を中心としたコース設定、また健康を重視したウォーキング等々の設定、また食文化、食に対する観光客のどんな姿勢等を見る限りにおいては、食べ歩きコース等々、今後、具体的な戦略型の提案型の売り込みなどの必要も考えておるところであります。それらを先ほど申し上げました研究委員会等で半歩前へ進めた戦略的な考え方を取りまとめていきたいと考えているところであります。

また、あえて2点目を申し上げますれば、先ほどの前の質問者の中にもありましたけれども、施設の待機者が平成17年、この今年度の9月末の時点では329人を数える待機者であります。そして今ほど各質問者から話題に出ております栄村の博悠会の建設主体による施設の72人という数であります。果たして待機者329人に対する70余の新たな入所の枠を広げるということで、決して多きな解決に向かったとは私自身思えないわけであります。

ただ、現在が介護予防という大きな国の方向が定まった中において、少なくとも健康に、病状が軽減する中で退所することも可能になったという夢のような実例が報告されるようなことになれば、それまたすばらしいことではありますが、残念ながら一度入所した入所者は人生が全うするまでその施設におるといふ、結果、あいたスペースに待機者が入るといふような厳しい現実を見なければいけないわけであります。

そう考えますと、私ども連合として施設整備だけで終わらせていたのでは、決して連合としての役割を果たしたとは考えておらないわけであります。と言いながらも、財源的なことを考え合わすれば、これからはぽんぽんと新たな施設を建設していくという答えは、大きな解決の柱とは私は考えないわけであります。

なかなか答えが見えないわけでありますけれども、その中においても、現存の既存施設も年がたつとともに、年代が経るとともに、新たな整備をしていかなきゃいけないという大きな課題もあるわけであります。限られた財源の中でどのような道筋がいいのか、ある意味では施設の民営化等も含めた上で、先ほど申しました研究委員会等でその辺も突っ込んだ話し合いができればというように願っておるものであります。

もろもろ申し上げましたけれども、いずれにしても、与えられているこの課題をどう

進めていくべきか。大変厳しい課題で入り口はすぐには見えないわけでありますけれども、積極的に考えを進めていきたい、協議を進めていきたい、議論を進めていきたい、そんな思いであります。

以上であります。

議長（高山 功君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） ありがとうございます。私の方からは、今この広域の中でいろんな課題が広域化しているということの中でお話をさせていただければと思います。

この地域には福祉の分野で見ますと、高水福祉会、知的障害者また最近では3障害の支援センター等も経営されておりますが、この高水福祉会の施設につきましては、のぞみの郷高社、常岩の里ながみね、また授産施設ではふっくら工房、これは最近では中野市に分所という形で未来工房という名前でできておりますが、こういった施設の建設に当たりまして、当初7市町村ですけれども、補助金とほかの部分について一部、部外もありますが、関係市町村の平均割というんですか、頭割りとまた人口割で債務負担をしてきたという歴史もあります。また、老健のみゆきという施設もほんの一部ですが、7市町村で債務負担、同じ形ですね、頭割と人口割というような形でやってきたいきさつもあります。

このまた高水福祉会につきましては、今後グループホームや授産施設も分所、そういったものをこの地域のバランスを考えながら整備をしていく予定だということになっているわけであります。

課題といたしますれば、こうした地域ではスペシャルオリンピックス等行われました。またパラリンピックも行われた地域であります。障害者のスポーツ、この支援につきましては、この現在6市町村ですが、まだSOの組織が立ち上がっていないというような状態です。障害を持っている人たちは大変広域な行動範囲を持っております。働く場所、住む場所が離れていたり、またスポーツがやりたいと思ってもその場所へ移動する手段を持っていなかったり、また指導してくれるコーチも少なかったり、そういった状況があるわけです。

また、長野市には障害者のそういったスポーツ施設でサンアップルという大変大きな施設があるわけなんですけど、そこも地域からは大変遠いということで、こういった障害者の皆さんのスポーツ環境、スペシャルオリンピックス、パラリンピックを成功させたこの北信地域としては進んでいないのではないかなというふうに私は思いますし、これからの課題かなというふうに感じております。

また、先ほど連合長からも今後のあり方という中で、農業体験等の話も出ました。地域の

観光や農業、グリーンツーリズム、こうした関係では、旧豊田村の猫の手援農隊という取り組みがあります。これはJAと農協観光が行っているわけなんです、大変好評な取り組みで、農業を手伝いに来ることを観光とするということで、これは豊田村でリンゴを手伝ったりするんですが、宿泊は飯山の戸狩を使っていると。また志賀高原へ宿泊される農業体験学習の生徒たちも最近では2泊の旅行がございまして、1泊目は志賀高原のホテルに泊まるんですが、2泊目はぜひとも農家で泊まりたいという要望がございまして。ただ、法律的な規制等もありまして、中野市等では特区もおとりになったようで経営もできる場所もあるんだと思いますけれども、実際には1泊目を志賀、2泊目はやはり飯山の戸狩の方で泊まっていたかというようなことも広域の中で観光をやられております。

また農業分野でも、JAが言ってみれば各市町村に一つずつの農協という時代ではなくて、例えば中野市におきましては、二つのJAが入っておりますし、飯山みゆき農業につきましては、かなり数多くの市町村にわたっているということで、農業施策も当然広域化してきているわけなんです。

私たちの志賀高原や渋温泉、また湯田中温泉などの旅館も中野市のオランジェというところに農産物の買い出しに訪れたりするお宅がふえております。また、中野市農協のキノコ共選所や種菌センターの方へ大型バスが寄りまして、それから山ノ内町で宿泊になるというような取り組みもされております。

やはり、山ノ内町には年間観光客が一時は1,000万人近くと言われたんですが、今現在は約500万人から600万人の間ぐらいかなというふうに思っておりますけれども、これだけの観光客の皆さんが農業の体験、また一般的にはカリモノというんですが、リンゴ狩りとかサクランボ狩り、こうしたものをやりたいといった場合に、やはり山ノ内町の農業生産額は年間で約50億程度であります。やはり長野市さんの200億円以上という、こうした農業と山ノ内に訪れる500数十万人の観光客、やはり市町村を超えて連携していく必要というのが出てきているのではないかなというふうに感じます。

また、スポーツにおきまして、やはり集団といいますか、団体競技になりますと、どうしても地域でそういったクラブチームというものがなかなかないということで、サッカーでありますとかバレーボールでありますとか、そういったものは市町村を超えて子供たちに向かって、そういったスポーツを取り組んでいるというようなこともあるわけでありまして。

これからは中学校の部活なんかでもやはり少子化が進んでおりまして、なかなか一つの学校では部活が成り立たないというようなことで、社会体育の方へ移行していくんだというよ

うな県の方からの指導もあるようであります。これについても広域化、広域的な対応が必要になってくるんだなというふうに考えております。

そこで質問なんですが、質問といいますか提案ですが、私たちの管内には温泉施設やプール、また公園でありますとかマレットゴルフ場、そういった施設がそれぞれの自治体に1カ所ぐらいずつあるわけです。温泉につきましては、もうぼんぼこの湯でありますとか、楓の湯、湯滝温泉また栄村ではトマトの湯ですとかもみじ荘、まだらおの湯、野沢温泉アリーナ、また馬曲温泉というような、それぞれの自治体にそういった温泉施設があります。また、それぞれの自治体にマレットゴルフコース、また美術館や博物館等、そういったものがございます。

こういった施設はそれぞれの自治体の住民の皆さんには高齢者に入場券を配るとかあるいは小学校の子供たちには無料で入っていただくとかというようなことが、それぞれ取り組まれていると思うんですが、こういった施設の利用につきまして、広域の中で広域の仲間、その住民の皆さんは、それぞれこの自治体の公共の湯に入ってもらっても、その住民と同じような料金で入れる、場合によったら同じその入場券を持って利用することができる、こういったような取り組みが、先ほどの10億円の果実、運用益を生かした中でできないものでしょかね。

ロマン美術館や晋平の記念館や高野辰之記念館、こういったところもそれぞれの自治体では自分の町の施設に入るときに無料で子供たちを招待という形になるんですが、広域のそういった施設に入るときに、子供たちについては無料で入ってもらう。その入場料の足りない部分については、広域の方から利用者数割で補助をするというような、そういったことができないでしょうか。そのことについてお聞きをしたいと思います。

また、もう一つは先ほど文化施設についての連合長からの答弁では県営レベルのものであれば広域で取り組む必要があるけれども、それぞれの自治体で取り組めるものについては、それで必要とあれば広域でやっていくという答弁だったと思いますが、やはり中野市では聞くところによりますと、音楽ホールを建設の予定があるというようなことで、これもそれぞれの自治体に一つずつ大きなそういった文化ホール、音楽ホールというようなものが必要なのかなというふうに私も考えます。

広域全体で約80万人程度の人口があるわけですからけれども…。

議長（高山 功君） 渡辺議員に申し上げます。質問については簡潔明瞭をお願いをしたいというふうに思います。

15番（渡辺正男君） わかりました。ちょっと状況説明が長くなって申しわけないです。

ただいま、一つ質問を入れましたのは、広域的にそういった施設の利用についてお互いの市町村で相互利用について、広域がその中でできないかということをお聞きしたところでもあります。

それで、二つ目の今質問に入っているんですが、その広域的な文化施設の建設について、やはりそれぞれの自治体、その文化施設ができた後の維持管理ですね、これがやはり財政的にどこの自治体でも大変な財政負担になっているというようなことで、やはり広域の中で私たちも過去に、地域でそういったチャリティーコンサートを開ける場所がないかなというふうに考えたことがありました。地域にそういった2,000人を超えるような人が入るような施設がないということで断念をしたようないきさつもあるわけでございます。

広域全体の中で、そういった利用ができるような、そういった文化ホールのあり方、また体育施設、レクリエーション施設を広域の中での相互利用、こういったことをぜひとも研究組織の中で検討してってもらいたいと思いますし、市町村圏計画の中で具体化をしてもらいたいなと思うわけです。

その2点について、ちょっと長くなりましたけれども、お願いします。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） では、何点か質問あったわけでありましたが、連合長としてお答えできる部分はさせていただき、不足の部分はまた次長の方からも補足があるかと思しますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

何点か質問にたどりつくまでに、何点かいろんな地域の現状をご説明くださり、私の承知してないところまでご披露していただきますことに、まず感謝を申し上げたいところではありますが、幾つかの各市町村での取り組み、またJAだとか旅館さんであるとか業者さんであるとか、いろんな立場、立場の中で、もう市町村の枠組みを乗り越えた中でのいろんな計画、そのことは現実に地域の皆さんやまた観光客の皆さんや、また新たな観光の戦略として大変将来性がありそうに見えるというようなご報告もいただいたわけでありまして。私もところどころ承知しているものに関しては、同じ感想を持つものであります。

そんなことを勘案しながら、先ほど私が申し上げましたが、連合長としての思いはどうかということは、今、議員さんがおっしゃった、これらのこともやはり含めまして、もうちょっと具体的な提案を今後していくべきということで、総称して言わせていただいたわけでありまして。ぜひとも、今後とも具体的な戦略を練っていきたいなと思っているところで

あります。

それから、いろんなそれぞれ市町村が持つ公共の例えば温泉施設等、また美術館なり、博物館なりいろんな公の施設のことでありましょうが、高齢者であったり小学生であったり、それぞれの設置自治体のところで減免措置等いろいろなされていることを、もうちょっと広域のところまで広げて、その財政的な措置は広域の持つ資産の中で補っていったらどうかという提案のようであります。

これは私の一存でその方向性を今示すわけにはいかないわけでありましてけれども、ある意味では、今あるものを有効活用し、しかもこれからの地域の施設として、またこれから訪れてくれるであろう観光客の皆さんにも、その多くのこの管内にいる地域住民がそれぞれの施設等を知るという意味では大変な宣伝効果といえますが、このような副作用的な効果も十二分に期待できるのではないかというふうに思います。でありますから、これも利用する数によってどれだけのその財政的な負担を考えなければいけないかということ、これはやはり考えた上での判断をしなきゃいけないとは思いますが、検討するに値はすると思しますので、また考えさせていただきたいと思えます。

それから、施設整備をもうちょっと広域的にというお話であったわけでありましてけれども、その中にたまたま中野市が今具体的に、まだ具体的になっておりませんが、大きな課題とした施設の中もちょっと触れたように伺いさせていただきましたけれども、それぞれの中野市の例にとどまらず、それぞれの構成市町村の中には施設の設置に関しましては、それなりの歴史の中でそれなりの地域の要望の中で、それなりの財政背景を考えた上で設置なり規模なりを考えてきているものというふうに思います。

そういった意味では、これから整備するものを最初から連携プレーの中で広域の中で整備していくというには、ちょっと簡単にはいかないのではないかというふうに思います。基本的に現在の北信広域連合の基礎自治体は構成をしている6市町村であります。そういった意味では基礎自治体のそれぞれの思惑の中で運営していくことがよろしいのではないかというふうに思います。

また、現在の状況では設置場所を考えるだけでも、恐らくどこに設置しようかということは簡単には決定していかない、大きな問題であるのではないかというふうに思います。

私がお答えできるのは、今申し上げたことではありますが、もし不足がありましたら、またご指摘をいただきたいと思えます。

議長（高山 功君） 松木事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） ふるさと市町村圏基金の果実を施設利用の方に振り向けられないかというご質問でございます。

実は、ふるさと市町村圏事業では、先ほど答弁でございましたとおり、文化の里、ふるさと、スポーツの里づくり等々取り組んでおるわけですけれども、旧構成市町村7団体でございますが14年周期で計画を立てて、それぞれ事業を委託しておる関係上、ここで施設利用の方に振り分けられないかというご質問でございますけれども、現在のところは計画に基づいて進めておりますので、現在のところ、ちょっと不可能ではないかというふうに考えます。以上であります。

議長（高山 功君） 渡辺議員。

15番（渡辺正男君） それでは、わかりやすく手短かにやりたいと思いますが、先ほどの保養施設や、それぞれの市町村の施設の相互利用の部分なんですけれども、山ノ内は実はプールを閉鎖したときに中野市のプールと契約をしていただきまして、山ノ内町で利用される方については半額の券を町で売っていただくというようなことで、中野市のプールを利用した、現在でもそうだと思うんですが、利用させていただいていることがあります。

いろんなやり方があると思うんですが、やはりその維持管理費やそういうもので黒字になっている施設というのは、そんなには美術館等含めてなかなかないんじゃないかなというふうに思います。なるたけ大勢の方に地域のそういった資源は活用していただいて、その上で若干の赤字であるのであれば仕方がないというふうに私は考えるわけなんで、私たちも広域の仲間として先ほども名前を挙げました、それぞれの温泉にはすべて行っておりますけれども、やはり広域の皆さん全員が、地域の皆さんの施設、自分たちの施設なんだよというふうなつもりで使っていただけるような形をとっていただけると、それぞれの運営をしておられる自治体にとってもプラス効果があるんじゃないかなと思いますので、ぜひともその辺は検討をお願いしたいと思います。

それと、先ほど連合長からの答弁の中で、3点ほど質問をさせていただいて終わりたいと思います。広域的な課題の調査研究の部分の幹線道路網の整備についての部分で、研究会を立ち上げ、そこから報告書を上げていただいて、それで終了したと。それでその報告書の中で必要とされたものについては、これから取り組んでいくということだったと思います。その報告書で必要とされたルートについて具体的をお願いしたいと思います。

もう1点、広域連合の将来の部分で答弁がありました。最後に老人施設ですね、介護保険関係、老人ホーム、施設の民営化も含めという話があったと思います。その辺について、ど

のような切り口というんですか、どのようなふうはこの民営化というのを想定されているのか説明をお願いします。

それからちょっと済みません、また戻っちゃいますけれども、広域的な課題の調査研究の中の広域的な文化スポーツ施設設置なんですけど、必要な場合、市町村ごとで有効に活用していくことが重要で、必要な場合は検討をするということで答弁だったと思うんですが、まだ中野市として本当に用地を決めるだけでも大変だと、先ほどありました。本当にこの文化施設、あるいはスポーツ施設というのは、地域全体でどんなバランスで整備していけばいいのかなという部分は、やはり広域の方でいろいろ調査をされて地域のバランスをとって、それぞれの整備、そしてそれを広域的に相互利用していくような方向性が必要だというふうには先ほどから私申し上げているんですけども、この必要な場合は検討するという、この必要な場合、どんな場合なんでしょうか。

その今3点お聞きしたわけなんですけど、その点について答弁いただいて終わりたいと思います。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 三ついただいたわけでありまして。

まず、一つ目のものでありますが、報告を受けているのは緊急に整備を要する道路としての路線は国道2本含め13本。地域的展望の中で整備していかなくちゃいけない路線としては国道1本含め10本。長期的では4本というふう聞いております。国・県という相手が上であるものをこれから各市町村と、また同盟会なり連携プレーでもって必要なものは上に要望していくということでありまして。数字的なものは以上であります。

二つ目の連合の将来、施設の民営化ということでありましたけれども、これは今回の博悠会による栄村の施設が同連合管内におきましては、初めての新しいスタイルでの施設建設になるわけでありまして。そのことの例をもって見ても、それからまた連合の持つ財政力から見て見ても、これからある意味では民設、民営ということも視野に入れながらの新しい施設の整備、また今ある施設の民営化によるいわゆる委託等々は十二分に考えていかなくちゃいけないものというふうに思います。

今現在、私の頭の中にはこのぐらいのものしかありませんが、これをもっているんな専門家を含め、また公募の方々を含め、こういったお知恵をいただきたいということが大ざっぱな今現在のものであります。

また、三つ目の問題でありますけど、文化施設等またスポーツ施設も含めて市町村ごとに利

用ということではありますが、必要に応じてという言葉在先ほど使いましたけれども、その意味は、必要という意味は、その相互利用また地域全体で整備し、それをお互いに利用し合うという、見合う施設があるのではないかと、見合わない施設、見合う施設があるのではないかとという意味で見合う施設、もし検討した結果、この施設整備はこの地域全体での整備、また相互利用に見合う施設というものをもし出てきたときには、発生してきた分には十分検討に値する。そういった意味で必要に応じてという言葉を使わせていただいたわけでありませう。

以上であります。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、渡辺正男議員の質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は20分からとします。

（休憩） （午後 2時11分）

（再開） （午後 2時24分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3 討論、採決

議長（高山 功君） 日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書が事務局長のところにありますのでお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩） （午後 2時25分）

（再開） （午後 2時28分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありますので、発言を許します。

青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 17番、青木豊一でございます。私は、議案第3号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第4号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、以上6件につきまして、討論を行いたいと思います。

本案件は、ご承知のように介護保険法の改定によりまして、本議会の質疑及び一般質問でもおわかりのように、利用者に対する大きな負担増になりました。私はこうした介護保険制

度という保険制度と社会保障制度を一体化した、こうした制度は利用者の皆さん方がお金がなければ利用できないと、こういうことをより強力に進めた本予算案について反対をするものです。

もちろん、重要な問題は政府自民党、与党にあり、またこうした住民に負担を強いる悪法を強いた政党に大きな責任があることは当然のことです。しかし、政府が私たち住民の実態を実際に検分していたとしたら、あるいはまたそこに耳を貸すことができたとしたら、例えば私が議案質疑でお伺いしたわけですが、待機者のうち取り下げになられた方が128人、そのうち特養への入所を希望されながら命を絶たれた方がなんと74%もいるという、こういう今の制度の不十分さ、もし改正をするならば、こうしたところにこそ政府は当初の発足当時、希望がある者はいつでもどこでも利用できる制度という、これも法制定の理念を本気で貫くとするならば、この問題の解決こそ最優先すべきであったと思います。

しかしながらやったことは、この問題の解決ではなくて、利用者に対して負担をふやすという、こういうひどいものでした。しかも、特別養護老人ホームの入所者の90数%はいわゆる住民税の非課税世帯であります。その人たちの負担が、年間この6施設で三千数百万円にも上るといふ、こういうことは到底理解することはできません。

同時に、問題は、ならば広域連合として独自の負担軽減をすべきことを私は今議会でも提案いたしましたが、これは他でもやっていないということをお口実として、これも拒否されています。

しかし、私たち広域連合は他の市町村云々よりは、地域住民の利益を、いかにして命と暮らしをいかにして守るのかどうか、ここにこそ広域連合としての根本的な精神があるわけです。その精神を貫くとするならば、独自の減免は、私は財政的にも遵法的にも十分実現可能であったにもかかわらず、それを拒否された。こうした予算であることとあります。私は、主としてこの2点を反対の理由といたします。

なお今後、私も一般質問でも問題を提起いたしましたが、政府や県は個室化を優先する。それはプライバシーという人権の確立だと、こう繰り返し私どもに説明いたしました。しかし、人間は何よりも人権を確立することは、生きるということがまず大前提です。そしてまた、必要なときには必要な施設に入所できる。これがやはり最低限の人間としての権利です。ところが、プライバシーというその1点で個室化を促進し、そしてそれを利用する人たちの負担をふやす。当連合ではそれを補助金として支出するということですが、それは一定程度可能であったとしても、もし先ほど一般質問でこの制度の民間委託化という方向が、

やってはならないことですが、仮になったとしたならば、こうした問題は結果として利用者への一層の負担増になると考えざるを得ません。

同時に、今入所を待っておられる皆さん方は三百数十人、これは介護保険法が施行して当初から比べると、約倍という数字です。問題は、こうした皆さん方を一刻も早く希望しながら命を絶たれるという、この現実を解消していこうと、これもやはり私たち広域連合としてのまずやらなければならない仕事だと思えます。

そういう点で、私は県にも一定程度の、個室化を否定するものではないけれども、一定程度のものを取り入れ、それで他で個室化を必要とするところには個室化する。そうして全体として個室化を促進していくという、本気で高齢者のため、こういうことを考えるなら、それは十分実現可能だし、国が特殊事情を認めているということも申し上げましたが、残念ながら担当者は、それに首を縦に振りませんでした。

しかし、私はあくまでも利用者の負担をより軽減し、利用者自身があえて個室化を望んでいないという今この現状などを十分考慮し、私は多床化を含めたユニット化の方向、個室化の方向にやはり当連合としても新しい施設を含めて具体化することを強く要望し、討論いたします。

以上であります。

議長（高山 功君） 以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。初めに、議案第1号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成17年度一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成17年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

議案第4号について賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成17年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号 北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会

計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第8号は可決されました。

議案第9号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成17年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成17年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成16年度一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号 平成16年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定から、議案第17号 平成16年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定までの5議案について一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成16年度特別養護老

人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定から議案第17号 平成16年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定までの5議案について一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第13号から議案第17号までの5議案について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第13号から議案第17号までの5議案について、原案のとおり認定されました。

次に、議案第18号 平成16年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定から議案第20号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定までの3議案について一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高山 功君) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成16年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定から議案第20号 平成16年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定までの3議案について一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第18号から議案第20号までの3議案について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第18号から議案第20号までの3議案については原案のとおり認定されました。

次に、議案第21号 平成16年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定から議案第22号 平成16年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定までの2議案について一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高山 功君) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成16年度ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定から議案第22号 平成16年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定までの2議案について一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第21号から議案第22号までの2議案について原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第21号から議案第22号までの2議案については原案のとおり認定されました。

議長(高山 功君) 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 10月定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

10月18日に開会をさせていただき、本日までの10日間にわたっての会期中、議員各位におかれましては、上程を申しあげました各議案ともそれぞれお認めをいただき、まことにありがとうございます。

今後とも広域連合として広域的に取り組むべき事業及び地域福祉の向上はもとより、地域経済の発展に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をより一層お願いを申し上げます。

終わりに、議員各位のご健勝と今後のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

4 閉 会

議長(高山 功君) 以上をもちまして、平成17年第3回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(閉 会) (午後 2時57分)

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成17年10月27日

北信広域連合議会

議 長 高 山 功

署名議員 荻原 勉

署名議員 宮崎 元明